

平成 2 8 年

第 4 回西原村定例会会議録

平成 2 8 年 1 2 月 6 日

平成 2 8 年 1 2 月 9 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

平成 2 8 年第 4 回定例会会期日程表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
1 2 月 6 日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・常任委員会 	
1 2 月 7 日	水	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会 	
1 2 月 8 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（5名） 	
1 2 月 9 日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （承認第21号、議案第52号～ 第60号、諮問第1号～第2号） ・発議第14号 ・組合議会報告 ・陳情書審議 ・委員会の閉会中の継続調査申出について 	

提出議案等

(平成28年12月6日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 承認第21号 | 専決処分の報告及び承認について「(専第20号)調停の成立について」 |
| 議案第52号 | 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第53号 | 西原村保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第54号 | 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第55号 | 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第56号 | 平成28年度西原村一般会計補正予算(第8号)について |
| 議案第57号 | 平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 議案第58号 | 平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号)について |
| 議案第59号 | 平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について |
| 議案第60号 | 平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 諮問第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |

(平成28年12月8日提出)

(一般質問)

1 番 上野正博君 2 番 桂 悦朗君 3 番 西口義充君 4 番 堀田直孝君
5 番 中西義信君

(平成 2 8 年 1 2 月 9 日提出)

(議員提出議案)

発議第 1 4 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について

目 次

第1号（12月6日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（承認第21号・議案第52号～ 第60号・諮問第1号～第2号）	6
日程第 5 休会の件について	10
散 会	10

第2号（12月8日）

議事日程第2号	11
応招議員氏名	12
出席議員氏名	13
事務局職員出席者	13
説明のため出席した者の職氏名	14
開 議	15
日程第 1 一般質問	15
（上野正博）	15
・熊本地震による災害後の住環境作りについて	
・子育て広場の方向性について（今後どのようにされるのか）	
（桂 悦朗）	21
・住宅問題について	
・水の問題について	
（西口義充）	32
・民営水道組合の復旧について	
・コミュニティー施設の復旧について	
・震災時の人命救出活動について	
（堀田直孝）	42
・震災復旧に伴う埋蔵文化財保護との調整について	

- ・地域コミュニティーの再生について
- ・今後の復旧・復興に掛かる財源について
- ・職員のメンタルケアについて
- (中西義信) 5 1
- ・宗教法人の現在の活動状況について
- ・熊本地震からの復興対策の策定を年末に示すとあ
るが、当時の活動検証はしているか。
- ・小学校の児童の生活や活動状況について

散 会 6 1

第3号 (12月9日)

議事日程第3号 6 3

応招議員氏名 6 5

出席議員氏名 6 6

事務局職員出席者 6 6

説明のため出席した者の職氏名 6 7

開 議 6 8

日程第 1 承認第21号 専決処分の報告及び承認について
「(専第20号) 調停の成立につい
て」 6 8

日程第 2 議案第52号 西原村税条例の一部を改正する条例
の制定について 6 9

日程第 3 議案第53号 西原村保育の実施に関する条例の一
部を改正する条例の制定について 7 0

日程第 4 議案第54号 西原村国民健康保険税条例の一部を
改正する条例の制定について 7 1

日程第 5 議案第55号 西原村中央簡易水道給水条例の一部
を改正する条例の制定について 7 2

日程第 6 議案第56号 平成28年度西原村一般会計補正予
算(第8号)について 7 6

日程第 7 議案第57号 平成28年度西原村国民健康保険特
別会計補正予算(第2号)について 9 6

日程第 8 議案第58号 平成28年度西原村介護保険特別会
計補正予算(第2号)について 9 8

日程第 9 議案第59号 平成28年度西原村後期高齢者医療
特別会計補正予算(第2号)につい
て 1 0 1

日程第10 議案第60号 平成28年度西原村中央簡易水道事

		業特別会計補正予算（第5号）につ いて ……………	102
日程第11	諮問第 1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求 めることについて ……………	104
日程第12	諮問第 2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求 めることについて ……………	105
日程第13	発議第14号	西原村議会会議規則第129条に伴 う議員派遣について ……………	105
日程第14	組合議会報告	……………	106
日程第15	陳情書審議	……………	107
日程第16	委員会の閉会中の継続審査（調査）申出書について	……………	108
閉 会		……………	108
署 名		……………	109

第 1 号 (12月 6日)

平成28年第4回西原村議会定例会会議録

平成28年12月6日、平成28年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成28年12月6日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（承認第21号・議案第52号～第60号・
諮問第1号～第2号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	坂 園 まゆみ 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	藤吉昌也君
保育園長	園田久美代君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第4回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成28年第4回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番議員、西口義充君、6番議員、上野正博君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、11月30日に行われました議会運営委員会で本日6日より9日までの4日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日6日より9日までの4日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸報告として、議長から、会議規則第129条ただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

10月13日に熊本県町村議会議員研修会が菊陽町の図書館ホールで開催され、読売新聞東京本社編集局企画委員青山彰久氏による「地方議会の課題と活性化～地方創生と地方議会の役割～」について講演が行われました。地方議会のあり方や議員としてのあるべき姿など説明を受けました。

10月21日には阿蘇市町村議会議員研修会が阿蘇市の阿蘇プラザホテルで開催され、熊本日新聞社調査役新聞博物館企画委員平野有益氏による「熊本地震と、これからの阿蘇」と題して、熊本地震直後からの写真等を交えながら、これからの復旧・復興に向けての取り組み等について講演を受けました。

また、10月26日から27日にかけて、全国町村議会広報研修会が東京都のシェンバツハ・サボーで行われ、「分かりやすく、伝わる広報誌の表記」や「読まれて、伝わる議会広報誌」並びに「第30回広報コンクール紙面クリニック」等の講演があり、3名の議員が参加しました。

10月27日から28日は、阿蘇市町村正副議長研修で長崎市に行き、長崎市世界遺産推進室より「自治体における世界遺産登録に向けた取り組みについて」長崎市の事例を参考に阿蘇の世界文化遺産登録に向けての説明を受けました。

また、11月14日に第13回熊本県町村議会広報コンクール及び研修会が菊陽

町の図書館ホールで行われ、県内26町村の議会広報誌の講評及びクリニックが行われました。各町村の広報誌の表記の仕方など大変に参考になりました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

○村長(日置和彦君)おはようございます。

平成28年第4回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

師走となりました。今年も残り1カ月を切り、歴史に必ず残るであろう平成28年悪夢の1年がようやく終わりを告げようとしております。議員各位におかれましても、慌ただしい中、それぞれの立場で多方面でご活躍のことと推察申し上げます。

私の復旧・復興の基本姿勢は、10月の臨時会及び11月号の広報西原で申し述べさせていただきました。しかし、その後の経過をお話しさせていただきますが、後日、震災について一般質問等が控えております。全て申し上げられませんが、重複しない範囲で申し述べさせていただきます。

今回の熊本地震は、布田川断層帯であります西原村に前震、本震と2度発生し、将来の村づくり構想を断念、あるいは中断せざるを得ない地震となりました。私も2期8年間、村政を担当させていただき、確実に将来の村づくり、夢づくり、幸せづくりに向かって財政力の強化を柱に進めてまいりました。しかし、努力は報われないこともあると知らされました。自然は私どもに試練を与えております。防災の拠点づくりを含む小さな拠点づくりという一つの夢は立ち往生しておりますが、新たな目標が生まれ、生きる気力が湧き、やりがいを感じ、そして新しい絆も生まれました。何かにチャレンジするという好循環が生まれたのもまた事実であります。

今回の地震、前震、本震を含め、約28時間以内で震度5以上の地震が6回発生し、5名の尊い命が犠牲となられ、56名の負傷者があり、全壊家屋513棟、全半壊合わせますと1,358棟になります。これは村内の住家の56%となっていることは既にご存じのとおりであります。1日も早い宅地の再生、家屋の再建が急がれます。集落によっては集団移転等の協議もされていますが、災害公営住宅建設も含め、全ての方が将来に夢を持てるような対策を講じてまいりたいと考えております。

今回、一般会計の補正予算を提案させていただいておりますが、総額142億8,912万円と、当初予算の約3.5倍、100億円ほどの追加補正予算になっております。膨大な予算となり財源の不足も否めませんが、復旧にかかわる予算であり、数年間は財政力の低下で無駄を省き経費削減を強く求めてまいりたいと考えております。安倍総理のできることは全てやって自治体に負担を

かけないという言葉信じて、財政運営に努めてまいりたいと思っております。

今後とも議員各位におかれましては、ご指導とご助言をいただきますよう、そして今だからこそ車の両輪がしっかり回転できますようお願いいたします、提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第21号、専決処分の報告及び承認について「（専第20号）調停の成立について」。

今回の専決処分につきましては、河原小学校における学童保育クラブ指導員の任期満了にかかわる地位確認と請求労働審判事件について、熊本地方裁判所労働審判委員会の調停案の提示に従い調停を成立させるための専決であります。詳細につきましては、住民課長より説明いたします。

議案第52号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の村税条例の一部改正は、所得税法等の一部を改正する法律の公布や政令の施行に伴い、西原村税条例の一部を改正する必要がある、改正させていただくものでございます。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

議案第53号、西原村保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の条例改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、西原村保育の実施に関する条例の一部改正を行うものであります。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第54号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の国民健康保険税条例の一部改正は、所得税法等の一部を改正する法律の公布や政令の施行に伴い、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある、改正させていただくものでございます。詳細につきましては、税務課長よりご説明いたします。

議案第55号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

今回の条例の一部改正につきましては、中央簡易水道給水区域について、熊本地震により被災した方々が平坦地の農地等に住宅を再建される事案が出ており、給水区域を定めた条例第2条に、給水地域外給水の定義を定めるため条例を改正する必要がある、改正させていただくものであります。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

議案第56号、平成28年度西原村一般会計補正予算（第8号）についてご説明いたします。

今回の補正は、主に熊本地震に対応するため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35億3,949万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億8,912万3,000円と定めるものでございます。

また、地方債の補正として、歳入欠かん債等計1億2,210万円を追加し、災害廃棄物処理等事業の災害対策債等の限度額計17億9,920万4,000円を計26億3,880万円に変更するものでございます。

主な内容を申しますと、歳入では、熊本地震に対する減免等で村税及び固定資産税等村税の計6,642万7,000円の減額補正、国による災害時の財政需要に対する包括的な措置があり、特別交付税4億7,182万4,000円の増額補正。公共土木施設及び文教施設の災害復旧費国庫負担金1億8,831万円の増額補正、災害廃棄物処理事業補助金等の衛生費国庫補助金7億4,999万4,000円の増額等、国庫支出金9億5,544万6,000円の増額補正、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金等の農林水産業費県補助金12億3,086万7,000円の増額等県支出金12億7,592万円の増額補正。財政調整基金繰入金5,699万4,000円の減額補正。道路橋りょう災害復旧事業の災害復旧事業債及び災害廃棄物処理等事業にかかわる歳入欠かん債等、村債9億6,169万6,000円の増額補正でございます。

歳出におきましては、災害廃棄物処理事業委託料災害対策費15億727万円等、衛生費の15億322万3,000円の増額補正。震災復旧緊急対策経営体育成事業補助金等、震災対策費16億1,209万6,000円等、農林水産業費の16億549万4,000円の増額補正。道路橋りょう災害復旧工事にかかわる3億7,000万円の現年度災害復旧費の増額等、災害復旧費3億7,321万4,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第57号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,696万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,396万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入におきましては、国民健康保険税が熊本地震にかかわる保険税の減免により7,606万6,000円の減額補正、国庫支出金が熊本地震にかかわる医療費の一部免除分、保険税減免分の財政支援により1億3,659万2,000円の増額補正でございます。

歳出につきましても、熊本地震にかかわる医療費の一部免除分等で保険給付費に5,369万2,000円の増額補正をするものでございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第58号、平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ439万1,000

円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億34万2,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、保険料が熊本地震にかかわる保険料の減免により4,200万円の減額補正、国庫支出金が熊本地震にかかわる保険料減免分の財政支援等により4,267万9,000円の増額補正、一般会計繰入金が187万5,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、保険給付費270万円の増額補正、地域支援事業費に134万8,000円の増額補正をするものでございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第59号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ454万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,469万1,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金454万9,000円の増額補正をするものでございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金に455万1,000円の増額補正をするものでございます。詳細につきましては、住民課長よりご説明いたします。

議案第60号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の補正予算（第5号）は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ6億6,121万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,623万円と定めるものでございます。

また、地方債の補正として地方公営企業災害復旧事業債として2億1,850万円を補正するものでございます。

主な内容について申し上げますと、歳入といたしまして、国庫補助金災害復旧費補助金として4億4,271万9,000円、村債地方公営企業災害復旧事業債として2億1,850万円。

歳出といたしまして、今回の熊本地震によります水道施設の災害復旧工事のため、災害復旧費工事請負費へ6億600万円の増額補正を行うものであります。詳細につきましては、産業課長よりご説明いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

人権擁護委員の曾我幸一氏が平成29年3月31日に任期満了となるため、新たに園田久美代氏を選任いたしたく意見を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦について意見を求めることについてご説

明いたします。

人権擁護委員の田中英雄氏が平成29年3月31日に任期満了となるため、新たに海東義朗氏を選任いたしたく意見を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今定例会に提案いたしました承認1件、議案9件、諮問2件、合計12件でございます。議員各位におかれましては、慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明をさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日7日は本議会を休会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、明日7日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は12月8日午前10時より議事日程第2号のとおり行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時24分 散 会

第 2 号 (1 2 月 8 日)

平成28年第4回西原村議会定例会会議録

平成28年12月8日、平成28年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成28年12月8日（木曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	坂 園 まゆみ 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	藤吉昌也君
保育園長	園田久美代君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおりに行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、11月30日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの40分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、40分以内と決定いたします。

受領番号1番、6番議員、上野正博君、件数2件、発言を許します。

（6番議員 上野正博君 登壇 質問）

○6番議員（上野正博君）おはようございます。6番議員、上野です。

先般通告しておりました件について質問いたします。

熊本地震による被災後の住環境づくりについてお尋ねします。

4月16日の本震で、本村でも震度7を観測し、甚大かつ深刻な被害を与えました。死者5名、負傷者56名、全半壊1,344棟、実に村の56.21%であります。

震災から8カ月を迎えようとしています。当時は、どこから手をつけていいのかわからない状況でありましたが、自衛隊やボランティアの方々の応援をいただきながら、復旧のめどが立つようになりました。休みをとらずに連日残業を続けてくれました役場職員の頑張りも忘れてはなりません。

被災者の方々も仮設住宅に312棟、850人、みなし住宅に146世帯、500人が入居されまして、少しは落ちついてきたかのように思われます。

自主公費解体の進捗率状況は、10月31日で南阿蘇村17.2%、益城町18.5%に対して、本村は43.6%と一番早い結果が出ております。また、1カ月後の現在は52.3%に達しております。

土木工事関係も10月に47本、その後、11月30日までにまた47本発注しており、順調な復旧かと思えます。解体が終わって更地になれば、次は、住宅再建の段階でございます。布田、下小森、畑、風当、大切畑、古閑地区は、特に被害が大きくて、大切畑、古閑は宅地が急傾斜であり、畑、風当、下小森は断層地帯であり亀裂があります。また、布田は布田川上流の山腹が崩壊していて、二次災害の心配があります。やむを得ず集団移転を選択した場合に、村の支援策をお聞かせ願いたいと思えます。

次の項目も関連しておりますので、続けて質問いたします。

もとの場所に再建して集落に残るときに、布田の場合には布田川上流に大

型の砂防の設置と河川の掘削が必要であります。これをやらないと安心して住めないと思います。家屋の解体後は広い更地になりますので、これを機会に道路のかさ上げと拡幅などをして、利便性のある造成をすれば、集落に残る人もふえ、また、移住人口の増加にもつながるのではないのでしょうか。早急に、集落再生計画を策定してほしいと思いますが、村長の考えをお伺いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えをさせていただきます。

きょうは後ろのほうに多くの方がお見えでございます。しっかりとお答えをさせていただきたいというふうに思います。

熊本地震による災害後の住環境づくりという質問事項の中で、まず、1点目が二次災害など危険集落の集団移転に対して支援策はあるのかというお尋ねでございます。

今、上野議員のほうからお話しされました。また、そのとおりでございまして、私どものこの村、二度大きな地震が発生し、28時間以内で6回の震度5以上の地震が発生をいたしました。亡くなられた方、負傷された方、多くございまして、特に家屋の倒壊、全壊が513棟、全半壊が1,358棟という本当に過去に経験したことのないような大きな地震が発生いたしました。これは先ほど申されましたように、村の住家の56%であります。

しかしながら、この布田川断層帯におきましては、8割から9割の住家がなくなるということでございます。今、解体作業をしておりますけれども、先ほど申されましたように、うちは順調に解体のほうも進んでおります。来年の春ごろには、かなりもう解体も終わりに近づくような状況ではなかろうかなというふうに思っておりますけれども、その状況を今から思うだけでも本当に悲惨な状況、その集落にぽつんぽつんしか家が残らないような本当に悲惨な状況が浮かべられます。何とも言えないような本当にむなしい思いでもございます。

しかしながら、地震、起きたことは起きたことで、事実には事実と受けとめながら、我々は前向いて今までも復興・復旧に向かってやってまいりました。今回、上野議員の地震のこの災害後の住環境づくりでありますけれども、8割を超える特に甚大な被害を受けた地域の区長さんあたりから要請を受けて、これまで集落再生や移転に関する会合を今までやってまいりました。

対象地域といたしましては、古閑、大切畑、風当、畑、下小森、布田、計6地区より要請が上がっておりますが、基本的にはこちらから移転を推進するのではなく、地域住民が今後どのように集落を再生していくのか、また、どう存続していくのかという計画を立て、その計画に即した制度や事業を活用した事業を行い、最終的には、住民の方々の負担を軽減することが重要で

あるというふうに思っております。

今現在、国が委託したコンサルタントが各地域からの要望を集約し、計画図を作成しております。より具体的な議論が行えるようになりました。

しかしながら、家庭間でも、旦那さんや奥さん、あるいは親と子の世代間で意見の相違があり、まだまだまとまっていないところが多く、今後はこの計画図をもとに、家族や地域でのよりよい集落再生に向けた議論を進めていきたいというふうに思っております。

それでは、今後の村の対応や支援策でありますけれども、造成に関しましては、国ではなく村が行います。造成までの年数については、第一に、この地元住民がまとまっていただくことが重要なことだと考えております。今の集落で再生を目指すのか、または、別の新たな移転先を探してそこで再生するのか、決まらなければ始まりませんので、そこら辺を早く決めていかなきゃならないというふうに思っております。

具体的な造成の年数に関しましては、再生しようとする場所の土地取得が容易であるか、傾斜地なのか平坦地なのか、地盤が安定しているかどうか、給排水が整っているかにより大きく変わるものであり、不明瞭な点もございますが、できるだけ早くもとの生活に戻れるよう対策を講じてまいります、まずは地元の意思決定が必要でございます。

また、集団移転事業につきましては、いろんな事業名がございます。単なる移転でも事業名が幾つもございますので、それによって負担割合や支援策についても、その地域地域の計画に即した制度や事業を活用し、最終的には住民の負担を少しでも軽減できるよう地域の皆さんとともに、今から協議をして我々も努力していきたいというふうに思っております。

それから、2点目でございますが、もとの場所に家を建てて集落に残る場合、道路の拡幅等の利便性を考えた造成をされ、防災に強い集落再生案はできないかというお尋ねでございますが、上野議員の地元の布田地区を初め既存の集落内の道路は狭うございます。緊急時には課題が多いところも多くございます。

現在、半数を超える家屋が解体を今終えておりまして更地となっております。これから住家や納屋の施設が再建されることが予想されますが、各地域の皆さんで道路に接した用地を、できますならば少しずつ分け合っていて、これを機に、道路の拡幅、側溝、歩道の整備を行い防災に強い村づくり、熊本県が掲げます創造的復興につながるものというふうに思っております。

今後は復興計画などを盛り込むことも考えておりますが、まずは、地域の皆さんで今後どのような地域を再生していきたいのか、道路を拡幅するのであれば、その用地が実現可能なのか、各集落で協議、調整をしていただき、年初めの各地域から要望や陳情に反映していただけたらというふうに思っ

おります。

ご承知のとおり、村は今回またこの地震で財政面でも大変厳しい状況でございます。当面はライフラインや生活再建のための復旧で、早々に着工することは確約はできませんが、今の時期に各地域で、例えば、道路際からとか、中心後退で2 mとか、そういったことを引いて建物を建てていただくよう、そういった取り決めをしていただければ、今すぐ道路ができることが確約できませんので、そうしていただければ、村で後で、将来そういった計画があれば、そうしていただければ村のほうでやっていきたいというふうに思います。

このような問題の解決策には、利便性と防災に強い集落によりまして、これまでの集落のまとまりが維持できることも期待をしております。

今お答えできる範囲内は以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目続けてください。

○6番議員（上野正博君）今、仮設住宅のほうでもアンケートをとって、公営住宅に入る人の必要数の把握をされておると思います。布田の場合も時間がたつにつれて、もとのところに建てようかなという人たちも今じゃんじゃん出てきております。

今、村長が言われましたように、利便性のある造成をやってもらうならば、もう残ろうと。でもしかし、高齢者、自立で家を建て切られない人たちが出てきます。相当な数になるかと思えます。この人たちのために、村は村有地でないと公営住宅を建てないのか、例えば種馬所あたりの村有地あたりか、それとも布田なら布田の集落に公営住宅を建ててくれるのか、その辺のところを村長の考え。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに、今、仮設住宅に入っておられる方、ひとり暮らし、二人暮らし、高齢者の方が約半数おられます。そういった方々が、仮設住宅は建前2年でございますので、2年たったら出ていかなくちゃならない、例えば3年でも4年でもよろしいございますけれども、いずれ出ていかなくちゃならない、そういった方々が住宅再建が困難な方も多くおられると思います。

今、アンケートをとっておりますので、そのアンケートの結果で、復興住宅、災害公営住宅をどれだけ建設すればいいのか、それも今後検討していかなくちゃなりませんけれども、集落に建てることも可能ではございませんけれども、例えば集落に建てたとします。後でまた質問、同じ質問がございませぬけれども、建てたとして、もう子どもがあと2年すると大学で、高校も出てから社会人になって勤めができる。そうなったときにその方が、その時点で家を建てようかとしたときに、集落内で空き家が出てきはしないかなということも考えられますので、今いろんなことを考えながら復興住宅のほうは

進めていくならばと、これ絶対必要性があると思いますので、必ず建てるような方向で進めていくならばというふうに思っております。

ただし、もうそういった住宅をまとめるのか、各集落点々置くのか、そういったこともいろんな方の意見等も聞きながら進めていくならばというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、どうぞ。

○6番議員（上野正博君）村としては大変ではございますが、うちの集落あたり、6集落を見ると本当に悲惨でございます。今度、村が大改造、造成をやって、もとのときよりもよくなったぞというふうな感じで造成していただきたい、力を入れていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（宮田勝則君）ようございますか。

じゃ、次の質問にお願いいたします。

○6番議員（上野正博君）次の質問にいきます。

子育て広場の方向性について、今後どのようにされるのかお尋ねいたします。

熊本地震によって子育て広場の施設が使用できなくなりました。現在、にしはら保育園の早朝保育と延長保育用に使っていた部屋を間借りしております。

子育て広場は、元万徳保育園の施設を活用して、乳幼児と養育者や妊婦さんたちの交流の場となっております。住民課のもと、支援員も常駐してまして、多いときには17名ほどの乳幼児が活用しています。大事な施設であります。今の状況が続けば、保育園も困るし、子育て広場の子どもたちも外で遊べないとストレスがたまります。早く何とかしてやりたいと思っておりますが、村長はどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）お答えいたします。

子育て広場、今回の地震によりまして施設が使用できない状況にあり、施設は、今後解体の方向で進めていくならばというふうに思っております。

広場につきましては、開設当初は、にしはら保育園内で実施をしておりました。ところが、保育園児の増加に伴いまして、当時、定員180名のうち、二百四十四、五名ほど園児がいたということで、手狭になったということで、もとの万徳園の保育園の跡地になわっていただいて、今、利用していただいているところでございます。

現在、にしはら保育園内に移して開設している状況でありますけれども、にしはら保育園内の園児は、12月1日現在で定員180名に対して、今、182名の園児を受け入れております。今、広場のスペースは当面は確保されている状況でございます、保育園で、スペースはございます。

しかしながら、現代社会におきまして、親同士が日常的に交流できる近隣

関係や、子ども同士が群れて遊べるような場所を見出すことは難しくなってきました。育児不安や孤立した子育てが問題となる中、親子がほかの人たちと出会える、交流できる仕組みを意図的に再生することが求められております。

地域子育て支援拠点には、子ども同士、親同士、さらには地域のさまざまな人たちと子育て家庭をつなぐかけ橋の場となっていくように認識をしておりまして、新しい施設の整備が必要だとは考えております。

村といたしましても、今後、施設の整備に当たりましては、いろんなところの関係機関と協議をし検討しながら、何の補助金があるのか、どういったことをすれば村の出す分が少なくなるのか、補助金活用やさらには民間委託も含めて進めていくならばというふうに思っております。

実は、総合運動公園の計画がございましたけれども、そこにも子育て広場や芝生広場を建設する予定でございました。そういったことで、そういったところで、できれば開放的な広場として活用していくならばということで、そのような計画をしておりましたけれども、地震でいましばらく先送りということになっておりますけれども、そういったことができれば、この4万8,000平米の中に、体育館、子育て広場、芝生広場とかいろんな施設をその中につくってやるならばという計画でありましたけれども、いましばらくはそのこともできないということで、当面は、今は建設する仲間はこの保育園でまだ少し余裕がございますので、以前しておりました人数と変わらないような状況でありますので、まず、ここにして、そして万徳保育園の跡地に建設するならばというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○6番議員（上野正博君）今、村長のお話から、ちょっと民間のほうにもというような考えもございました。私も、なるほどそれもいいのかなと思いました。今、子育て広場は住民課の管轄になっておりまして、今、本村も職員不足でございます。やっぱりいろいろ仕事もふえて大変かと思えます。やはり民間でできることだったら民間に任せてもいいのではないかと、子育て広場、学童保育あたりも、そういうちゃんとした組織があればそちらのほうに任せて、職員はもう行政、その村の仕事に専任するというふうな負担のかからんようなやり方もいいのではないかと思えますが、いずれにしろ、この子育て広場というのはもう大事な施設ですので、何とか早くつくっていただきたい、再生していただきたいと思っております。

以上です。終わります。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）民間委託ということでお話をちょこっとしましたけれども、そのようなことで、するならばということでお話を伺っております。それが決定でまだございませんけれども、するならばいかがでしようかなとい

うような話もありますので、民間委託をすればあそこにわざわざつくらなくてもいいということになりますので、そうなれば民間委託のほうも検討していくならばというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）上野議員、早期という話について、村長の答弁求めんでよかですか。

○6番議員（上野正博君）はい。今回、このような大惨事が起きまして、村としても大変でございます。何とか復旧・復興に全力を挙げて、村長を筆頭に職員のこれからの頑張りを期待いたします。

以上で終わります。

○議長（宮田勝則君）受領番号2番、9番議員、桂悦朗君、件数2件、発言を許します。

（9番議員 桂 悦朗君 登壇 質問）

○9番議員（桂 悦朗君）9番議員、桂でございます。通告しておりました2件について、村長にお聞きしたいというふうに思います。

上野議員の質問と重なる点もあると思いますが、そこはちゃんと考えて答弁をお願いしたいというふうに思います。

4月の熊本地震により甚大な被害を受けた住宅の問題、また水の問題、それと農地の問題、道路の問題など課題が山積しておる状況でございます。早急に対応していかなければならない課題がありますが、今回は、住宅再建問題と仮設で供給されている水道の問題について、村長のほうに質問をしたいというふうに思います。

熊本地震発生後、8カ月になろうとしております。被災された多くの住民の皆様の方々の今の気持ちはどうでしょうか。長く住みなれた家をなくしたショックは、なかなか消えるものではないというふうに思います。

現在、仮設住宅やみなし仮設住宅、または親戚の家に身を寄せられるなど、一旦生活は落ちついたかのように見受けられます。しかし、なれない環境、狭い空間の中での生活、プライバシーが保てないなど、ストレスや不安、不満、また不便さを抱えておられる方も多数おられると思います。体調不良を訴えられる方、また、高齢者の要介護認定者も最近増加していると聞いております。

本村では、10月に地域支え合いセンターを設置し、被災された方々の体調管理や心のケアに取り組んでおられます。仮設住宅内においては、地区ごとに自治会を立ち上げておられますが、行政と話し合いをしながら、支え合いセンターに協力をしていただき住民への支援をしてもらいたいと思っております。

しかし、先の見えない生活の中で、被災された方々の中には、これからどうすればいいんだろうと考え悩み苦しんでいる人たちも多いと思います。この住民のストレスを軽減していくためには、村づくりと地域づくりを今後ど

のように進めていくかが鍵になるのではないのでしょうか。とにかく早期に復興計画を作成し住民に提示することで、住民が安心して少しでも前に進むことができるのではないかというふうに思います。

先ほども言いましたが、体調不良を訴えておられる方々、また、ストレスを抱えておられる方々の心のケアとか、そういう面をも含めまして、村長のお考えをお聞かせいただければというふうに思います。よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）住宅問題についてということで、1点目が仮設住宅での問題についてという質問でございます。

私もまだちょっと暑いときでしたけれども、あのときに260世帯ぐらいおられたときに、全て一戸一戸全部回ってまいりました。朝8時から夕方6時ごろまでかかりましたけれども、その中でいろんなお話を聞くこともできました。まだ暑いときでしたので、暑い、狭いということでお話を聞きました。

しかし、多くの方は、避難所からこっちに来て、快適な生活ですよという、当時はなわってきたすぐなもんでそういったお話も聞くことができました。やはり避難所において、プライバシーも守れないようなところから、今度は、多少プライバシーも守れる、壁がありますので、そういったところも守られるということで、安心して入っておられたらというふうに思います。

今、私どもの役場のほうも仮設住宅を回れば、お年寄りがおられませんか、どこに行っておられるかと、やっぱり自分のうちの畑に行っておられて、なかなか昼は少ないですもんねと、お年寄りも、ばあちゃんたちもやっぱり特に昔の人は働くことは生きがいのような感じで仕事されておられましたので、そういった形でやっぱりもともとこのところの畑にいるというか、されていたんじゃないかなというふうに思います。

今回のこの地震、先ほどから言いますように未曾有の大災害となっております。村民の心身の健康維持、あるいは安定的な生活の確保及び地域コミュニティーの再生を、必要な支援を総合的に行うために、今、先ほど申されましたように、西原村地域支え合いセンターを設立させていただきました。社協のほうに業務を委託し、生活支援相談員等約20名を採用いたしまして、10月より開設をしているところであります。

また、11月7日より事務所をこの仮設住宅の駐車場の敷地内に設置をいたしまして、被災者一人一人に寄り添う支援として、仮設住宅あるいは既存の住宅、みなし仮設におられる被災された住民に対し訪問活動による声かけや見守り、心配事、困り事の聞き取りを行い、状況において必要な場合は専門機関へのつなぎ役として活動を今行っております。

また、集会所を利用したサロン、熊本県の協力による体操教育、そんな一

般ボランティアの方に協力をしていただきまして、交流の場、気まぐれカフェを行い憩いの場を提供しております。

桂議員のご指摘のとおり、居場所づくりの確保をすることによりまして、体調管理やあるいはストレス発散の場となることと思います。

しかしながら、呼びかけても来られない人もおられます。その人につきましては、生活相談員がこまめに訪問を行いまして、何とか交流の場に参加していただくよう声かけをしていきたいというふうに考えております。

地震発生後、要介護認定者につきましても、地震前より40名ほど増加をしておる現状であります。地震による精神的なストレス等による環境等の変化が原因であることも十分に考えられます。

今後は、復興に当たった支援のあり方にも検討を行い、支援を行ってまいりたいというふうに思います。つい先日も、地域の方々から、今、団地にお住まいの方々が集会所に集まっていたいただいたときの悩み、心配事を聞いた要望等、意見を聞いたところ、砂利が少しへこんでおるので砂利を入れてくれないかということもお聞きをしましたので、そういったことであればすぐに砂利を入れるようにと、砂利を持ってきていただければ自分たちで広げるといようなお話でございましたので、2t車1台ずつでも点々置くならばというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目続けてください。

○9番議員（桂 悦朗君）村のほうでもいろいろと考えておられるということ、集会所に来てくれる人にとっては、要するに把握はできているんですがということをお聞きしております。でも、来られない方、また、来れない方、この人に関してはなかなか把握ができてないということでありましたので、行政のほうもそういうところをやはりしっかり見てもらいたい。

そして、その人たちのやっぱり心のケアというのは、やはり話を聞く、話をする、これが一番大事ではないかなというふうに思います。それでなくとも、皆さん方はストレスがどんどんたまっていくんじゃないかなと。今後、一応今まで体育館で避難されておって、今、仮設住宅に入られたと、一旦やっぱりよくなったなという気持ちはあると思います。ところが、狭い中で今住んでおられます。これが長くなれば長くなるほどストレスはたまってくるんじゃないかなと。

先ほど村長が言われましたように、今、高齢者の方が自分の畑に行っているとされました。これは何かといたら、やっぱりストレスを解消するために行っておられるというふうに思います。そういう面もいろいろ今後考えてもらい、そういう面でも、高齢者、また若い人たち、若い人たちにもプライベート問題もやっぱり出ているというふうに聞いておりますので、そういう面も考えて、今後はストレス解消にどう努めていくかということを考えてもらいたいなというふうに思います。

それと、復興計画ということで質問しておりましたが、これは住宅の問題、これは仮設から復興住宅、それと今度は移転の問題、集団移転の問題もごさいます。

また、水道の問題にしても、小規模簡易水道組合にとっては大変な状況に今なっております。

道路の問題にしても、あちこちで道路が破損しておりますし、今、産業課のほうでは大変な状況になっておるといふふうに聞いておりますし、また、今、工事をされる所も少なくなって、足らない状況であるからなかなか進まない状況であるといふふうにも話を聞いております。

それと、農業関連にしても、ここも水とか水路の問題、これもありますし、また農家の方々は自分の収益関係も今ないといふふうな状況にもごさいますので、この復興計画を早く立ち上げられて、工程表を作成されて、また住民に示してもらいたいと、これが本当に必要ではないのかなといふふうに思います。

また、それぞれの部署によっても工程表をきちんとつくってもらって、私たちも4年間のこれ期限になっています。村長のそうなんですよね。その4年間の中でどうやっていくのか、それをやはり示していかないと住民もなかなかついてこれないといふふうに思います。

そこで、村が前に進まないとい住民も前に進めないと。今、住民も自分でできることは自分たちで一生懸命頑張っておられます。大変だと思いますが、行政にはもっとスピード感を持って復旧の道筋を示してもらいたいといふことが言いたいといふことです。

それと、今からちょっと村長に聞くのは、復興住宅、先ほど上野議員も質問されております。災害公営住宅といふことでちょっとお聞きしたいと思ひます。

先日、住まいに関するアンケート調査も実施されております。まだ、集計は先ほども途中だといふことでありましたから、復興住宅を希望される住民はもうかなり多いのではないのかなといふふうに思います。できれば、今まで住んでいた集落の中、または近くにこの復興住宅ができることであれば、自分の畑で今までのように農作業ができるのではないかなと、今までどおりとはいかないにしても、それに近い環境の中で暮らすことができるのではないかなといふふうに思います。少しでも気持ちが安らぐことにはないかなと。

そこで、被災された方々の集落で安全な場所に設置も検討されて、村長はどういう、現在、先ほども言われましたけれども、どんぐり山とかいふ話も出ました。そういうところに集約されるのか、それとも地域にそういう復興住宅をつくる考えがあるのか、また、着工計画といふのはいつごろにされるのか、その工程表も早期に提示してもらいたいといふふうに思います。村長

に答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） 住宅問題という本当に非常に大事なお話でございます。

今、災害公営住宅につきましては、アンケート調査は仮設住宅301世帯、そして、みなし仮設146世帯、計447世帯に配布をしております、今現在151世帯、34%の回収率と今なっております。

その中で、復興住宅を希望される世帯は28世帯でございます、今現在。全体の18.5%であります。この割合でいきますと最終的には83世帯の方が公営住宅を希望されるのではないかと予想されますが、復興住宅を希望される方はまず早目にアンケート用紙を出しておられるんじゃないかなということも予想されます。そういったことで、多くの世帯の方が復興住宅を希望されるんじゃないかなということも予想されます。

建設予定地におきましても、今、議員が申されましたように、どのように、どこにどのような形で用地を選定するのか、先ほど上野議員のときにも申しましたけれども、例えば風当に3戸つくってくれ、5戸つくってくれと言われたときに、いましばらくはそれに入るけれども、やがてそれを後にされる方、退去される方もおられますので、あいたから違う人が来た場合、風当集落にかたらんといかんと、公役もある、何もいろいろありますので、そういったことが抵抗を感じる方もおられると思います。団地的な復興住宅をつくれれば、そういったことも少しは軽減されるかなというような思いがありますので、いろんな多方面からそういったことは考えていきたいなというふうに思っております。

それから、整備の方法もですけれども、直接建設するのか、委託して建設する方法などこのあたりも検討していきたいと、そういうふうに思います。そしてまた、入居者が退去後にその物件を、これは国のお金をもらいますので、すぐには動かすことができないと思いますけれども、期限が過ぎたならば払い下げることできるかとも思いますけれども、そういった問題、それからその維持問題、維持管理ですね、将来的な活用もあわせて検討して、慎重に進めなきゃならないというふうに思います。

災害公営住宅の建設につきましては、地域コミュニティーの大切さや今後の地域づくりなど、ソフトの面も視野に入れて進めなければならないというふうに思っております。

もう答える言葉書いていません。先ほど上野議員のときにある程度申し上げましたので。それから、先ほど申されましたように、その地域で、もしそういった復興住宅をつくるならばその土地の提供は可能なのか、どれだけ必要とされているのか、そして、そういった集落が全ての集落にありはしないかということもございますので、なかなかこれはいろんな多方面から検討する必要がありますんじゃないかなというふうに思います。それから、後で空

き家が出たときの問題、いろんなことがございますので、そういったところもしっかり検討していきたいなど。

そして、先ほど工程と申されましたけれども、今、この仮設住宅に入っておられる方に2年たったら必ず復興住宅をつくりますよということだけをお知らせしようかなというふうに思います。そうすれば、先ほど言いましたように、2年、3年たったらどこに行こうかと、高齢者の方々は年金暮らしであったならば、アパートに入るにも年金暮らしだから大変だというふうに思います。子どもものところに行ってもなかなか子どもからも歓迎されないのじゃなかろうかなと。じゃ、こういった住宅に入っただいて、老後安心してそこで生活をしていくならばなというふうに思います。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○9番議員（桂悦朗君）今、村長が、2年後には建てようかなと、そういうふうに目標を立てるとするのが大事ではないのかなというふうに思います。それを聞けば、今、高齢者、また自立困難な方々にとっては、ああ、自分たちは2年後にはそこらあたり入れるんかなという希望も出てくるというふうに思います。

また、先ほどから言われました住宅があいたらということだったんですが、西原にも農地が今かなりあいてきているところもございます。それと農業をしたいなという人たちも、今、若い人たちでもふえてきているんじゃないかなと、うちの村内ではないんですが、よそからでもそういうふうな人がいるんじゃないかなということであれば、そういうところにその住宅を貸せないのかなと、そのために。そうすれば、集落のその田畑の荒廃も防げるし、また、農家の担い手不足になっているとも少しでも解消できやしないかなというふうなところで、私は先ほどそういう質問をさせていただきました。そういうことですので、今後いろんな方面で考えて建ててもらいたいなというふうに思います。

次に、住宅再建についてお聞きしたいというふうに思います。

今、仮の住まいで暮らされている多くの住民の方々の中で、自立再建が可能な人は、一日でも早く自分の家を建てて、前に進みたいというふうに考えておられるというふうに思います。

集団移転を考えておられる住民、また、より安全な別の土地に移動・移転をしたいという方もおられます。しかし、もとの土地に、自分が住みなれているからということ、そこに建てたいという人もおるんです。家の中でもいろいろ話し合いをされていると思いますが、親の思い、若い夫婦の思い、そしてまた、子どもの思いというのはそれぞれ考えがなかなか統一できないような状況ではないのかなと、まだまだ迷いの中におられる方も多いというふうに思います。

集団移転については、用地確保を検討されていますがなかなか困難な状況にあると思います。しかし、若い夫婦、子どもたちは移転を希望されているのが多いんじゃないかなというふうにも思います。各集落において、山の地盤調査があつております。ある程度安全性を確保されたところもあります。調査後安全ならもとの場所に家を建てたいという人もだんだんふえてくるんじゃないかなと、これから先。

しかし、被災した土地は地盤が壊れ周囲の土手や石垣も再生するためには多額の修復費が必要となります。家を建てる上に多額の整地費用を考えればもとの土地へ再建はなかなか難しいのかなというふうにも思いますので、そこらあたりも考えてもらいたいかなというふうに思います。先ほど上野議員のほうにその答弁はされております。

現在、国から出されている整備する条件というのがなかなか当てはまらない土地も多いというふうに思います。しかし、最近の情報では、県では公共事業での復旧対象にならない宅地や私道の被害についても復興基金の活用を検討しているという記事も出ておりましたので、県のほうも今検討されているのではないのかなというふうに思います。

県または国の支援があれば地元に残る人もふえ、地域のコミュニティーも保てるようになるというふうにも考えております。少しでも地元に戻ってきてもらいたいというのが実情です。話を聞いていけば、地域によっては、今まで25近くあったのが5世帯ぐらいしか残らないとか、もうそれであればコミュニティーが保てないなど、要するに今から先どうなるのかなと、残った人も大変ということなんです。移る人も大変ですけども、残る人も大変だなというふうにも思います。

村としては、住民の安全と地域づくりを考える中で、国や県に対してこのような要望を持って強く早急に対処していただきたいと、そう訴えていくのも必要ではないのかなというふうに思います。

また、今度は出られた後の空き地、跡地になりますが、既に解体され跡地を見てみますと、自分の土地を管理できる人はいいいのですが、地権者の高齢化や家を遠くに構えられた人などは管理ができるのかなと、今後、徐々に荒廃していきやしないのかなと、そういう予想もされます。

今後の村づくり、また地域づくりを考えていく上では、今度お聞きしたいのは、集団移転についての用地の確保はできるのかなと、それと、地元で家を再建していく人たちのその住民への支援がどこまでできるのかなと、あとは空き地をどのように活用して生かしていけるのか、村長に3点、答弁を求めたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）集団移転の用地確保と、それと跡地の問題という趣旨でございませう。

集団移転の用地につきましては、基本的には集落ごとに用地の確保をお願いしております。移転先の用地選択の傾向といたしましては、例えば先ほどお話しなされたように、大切畑地区の問題、万徳西側方面に移転を希望する場合は、大切畑の住民が何件か所有されている土地の周辺を選定されるのか、あるいはその売買が困難な場合は、周辺でその所有されている土地と交換するのか、地域単位で用地取得のお願いをしている状況でございます。

まずは、どこに建設をしたいのか、どこになováりたいのか、これはやはり地元の方でなければできませんので、私どもがここになováれとかはできませんので、どこになováりたいということがまず先であって、だからこそ自分たちで用地の選定をしていただきたいというふうに思います。

跡地の問題でありますけれども、甚大な被害を受けた地域の中でも倒壊した家屋等修理をすれば住むことのできる家屋がございます。倒壊した家屋に関しては、もう一度その土地に再建する方法、あるいは自己所有の別の土地に再建する方法、そして、地域の住民と先ほど言いましたように集団移転により再建する方法がございます。修理して残られる方については、隣近所が移転された場合、その土地の瓦れきを片づけて出ていってもらえるだろうかとか、後々荒廃した土地だらけになりはしないかと寂しい不安があるかと思っております。

恐らく集落外へ移転をされている方については、移転先で再建費用とか、これまでの土地の壊れた擁壁を片づけたり、復旧することはできないだろうというふうに危惧をしております。

事業によっては村が買い取る方法もございますけれども、財政面や今後の維持管理を考えますと、村が買い取ることは大変厳しいというふうに考えております。地域単位で農地や山林に返すような取り決めを行ったりされている地域や、出ていかれる宅地で公民館等の用地に必要な場合は、買収をお願いする地域もあると聞いております。

いずれにしても、跡地は個人の所有でございますので、所有者の意向と判断が最優先になってまいります。我々がここでどうする、こうするとはなかなかコメントは控えさせていただきたいなというふうに思います。

集落の跡地は、維持管理を含めまして、今後どのように維持をしていくか、住民の方々と話しながらも進めていかなきゃならないというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君） 1 問目まとめてください。

○9 番議員（桂 悦朗君） 今、なかなか難しい問題ということではありますが、あいた土地というのを活用してもらいたいなというふうには思います。そのためにはやはり住民の皆さんと話をしながら、どうした方法がいいのかなというのは今後考えていかなくちゃならないと思いますので、その辺を行政としてはよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

次に、水の問題について質問させていただきます。

私たちが生活していく上では欠かせないのが水なんです。これは水道水と農業用水、これ両方ありますが、今回の場合ちょっと時間がないので、水道水ということで質問をしたいというふうに思います。

今回の地震により小森地区約330世帯に供給されていた小森水道、また、万徳、大切畑、葛目の水道設備というのが破壊され供給ができなくなりました。

現在は仮設で供給しておりますが、原形復旧するためには、調査し修復工事が必要になります。地震で受けた配管のダメージは予想をはるかに超える広範囲に及んでおりました。復旧するためには多額の費用がかかるというふうに思います。

村営水道については、国からの補助を受けておられますが、小規模簡易水道組合への補助はございませんと聞いております。

県は、でも、県のほうで12月の補正で対応する復興基金から、公共施設などの復旧支援として、民営水道施設の原形復旧費の一部を補助する案が含まれておりました。この基金は市町村に配分され市町村が実施する予定となっております。より多くの補助金が得られるように県に強く言ってもらわないと、多分これは言ったほうが勝ちだろうと思います。言われたらそれなりの補助がされるんじゃないかなというふうに思います。これについても、益城にしてもあると思いますので、そういう面では強く県のほうに要望をお願いしたいなというふうに思います。

また、国から村営水道の一本化を進めておられるというふうにも思います。一本化することで水量が不足するのであれば、この際、将来の合併を視野に入れてボーリングも検討されてはいいのではないかなと。ボーリングして、例えば小森、万徳、大切畑、葛目、桑鶴まで範囲を広げられればいいのかというふうに思いますので、合併を検討されるのであれば、今がチャンスだというふうに思いますので、これを進めてもらいたいなと、村長の答弁を求めます。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）水問題でございます。

村営中央簡易水道、小規模簡易水道の合併についてという話でございます。今回、4月14日、16日に発生いたしました熊本地震によりまして、村営の簡易水道も打撃を受け、地元の組合水道も多くが被災をいたしました。現在は、仮設の配管にて供給されているところでございます。

ご質問の小規模簡易水道組合との合併でございますが、この問題につきましては、村といたしましても、平成28年度までに合併を促進するよう、厚労省のほうからの指導を受けております。平成20年ごろから水道組合長会議を開催いたしまして、協議を重ねてきたところであります。しかし、水道料金

の格差が村営水道と組合水道では大きな開きがございます。なかなか進展しない状況にありました。

そのような中、平成27年に万徳水道組合から組合員全員の承認を得たので合併したいという申し出がございました。その後、平成28年度中の合併に向け協議を重ね、実は本年6月の定例会に村営水道への合併について陳情書を提出するところでもございました。

しかしながら、4月14日、16日の熊本地震により、大切畑ダムの西側、大峯山北側山腹の崩壊によりまして、県道の下にあります水源池を含め、給水施設が大きく被災をし、村営水道への加入等として蓄えておられた資金の多くを応急復旧工事に支出され、合併の話も中断しております。

現在は、畑集落上にあります配水タンクへ、個人の地下ボーリング施設から送水され、各戸へ給水されている状況でもございます。

また、葛目地区におきましても、桑鶴の水源からの送水管の復旧工事をなされておりましたが、被災箇所が特定できず、復旧工事を断念されました。このため、現在は、古閑集落から仮設配管にて村営水道の水を分水しております。葛目地区からは、今後も村営水道での給水を要望されているところでもあります。

簡易水道の中でも約1,000名の給水人口を持つ小森簡易水道組合におきましても、袴野の水源から送水管、第一配水池が甚大な被災を受け、現在仮設配管にて給水をされている状況でございます。

小森水道組合におきましても村営水道への加入については検討されているようではありますが、合併も本復旧後でしかできないため、現在は本復旧に向け、震災後の給水の人口調査等を行いながら、給水配水管の経路等の設計をされているところでもございます。

ほかの水道組合からは、今のところ合併の話は来ておりませんが、今後、水道組合長会議等にて意向を調査したいなというふうに思っております。

今回、本当に大きな地震が発生いたしました。我々村営水道も、当分、水が来ませんでしたので、工業団地から水をいただいて、役場、学校等には給水した状況でもございます。今もなお仮設の配管でございますけれども、今後、本復旧に向けて、設計、そして本工事に着工したいなというふうに思っております。

莫大な経費がかかりますけれども、これもいたし方がないということでもあります。基本的には、組合水道には個人の所有ということで国の補助金等はないので、対応できますならばこの熊本県の基金で対応するならばというふうに思っておりますけれども、これも金額がまだはっきりしておりません。今、12月の県議会があつておりますので、県議会でその予算等が審議されますので、今、私が、はい幾ら来ますよということは申し上げることはできませんので、ご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）時間は来ておりますけれども、まとめ質疑ということで許します。

○9番議員（桂 悦朗君）今、西原村の状況というのを村長が説明されましたけれども、県のほうも2億8,700万円か何かそこに補助をするというふうに、何か新聞のほうには載っていたみたいなんですが、その中で幾らこちらのほうに補助してもらえるのか、それはやはり少しでも多くのやっぱり資金をこちらのほうに補助してもらおうということで、努力をしてもらいたいというふうに思います。

また、先ほども言いましたけれども、やはり今回これだけの被害を受けておりますので、俵山のほうにでも、あちらのほうの、今、萌の里でもボーリングしておりますけれども、何かそういうボーリングも考えて、先ほど言いましたけれども、小森地区、それと大切畑地区、それと古閑とか、鳥子のほうにも、将来的に、何かあったときに、そちらのほうにも供給できるようなことも考えて合併をやっぱり考えられた方がいいのかなと、このときでないとなかなか県や国には言えないのではないのかなというふうに思います。その点を村長には期待して、じゃ、もう一回、お願いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今回の基金の問題でありますけれども、厚労省あたりも何回もお願いに行きました。そうでないと、それぞれ地域の水道組合は水が来ないと、人は生きるためには水は絶対的に必要だからどうにかしてくれということで何回ともなくお願いに参りました。

ということで、しかしながら、国は個人の財産には国からは補助金は出せませんという話でありますので、だったら基金でということをお願いし、基金が、県議会が終わりましたならば幾ら来ますよということはこのときにおかると思いますので、期待をしていただきたいというふうに思います。

○9番議員（桂 悦朗君）今、村長が期待をしてくれということですから、期待して終わらせていただきます。

また、この後、西口議員のまた水問題について質問がありますので、その分をよろしくお願いします。

じゃ、終わります。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時08分）

（午前11時18分）

○議長（宮田勝則君）時間前ではありますが、暫時休憩になっておりましたけれども、会議を再開したいと思います。

受領番号3番、5番議員、西口義充君、件数3件、発言を許します。

（5番議員 西口義充君 登壇 質問）

○5番議員（西口義充君） 5番議員、西口。件数3件を質問させていただきます。

4月14日、16日の震災よりもう8カ月になろうとしています。避難生活をされていた方々も先月の半ばで終わることができ、不安の中での住居が決まり、少しほっとしているところでもあります。本当に月日がたつのも早く、本年もあと23日で新しい年を迎えるという時期になりました。今回の震災の影響で、ほとんどの方が被害を受けたわけでございます。新年を迎えるに当たっても、不安な気持ちと新たな気持ちの切りかえで、前に進んで行かれることを望んでいるところでもあります。現在各地域でもいち早く復旧に向けて住宅等の整備が少し目立ってきているようで、大変うれしくも楽しくもあります。

さて、今回の質問、民営水道組合の復旧支援についてを質問させていただきます。

その前に、今回県は、被災地を支援する523億円の復興基金から初めて26億円を取り崩し、地域の神社、ほこら、地域コミュニティーの復旧支援、民営水道施設の復旧支援が受けられるよう予算化がされて、ありがたく感謝しているところでございます。

先月の19日、県議河津先生の報告会の中でもお話がありました。また、その中で、国会の先生も出席されておりまして、この復興基金のことについてのお話もございました。その中で、523億円ありますけれども、この基金を10年で使うということではなくて、それよりも前倒しして使っていただく、そのような復興にさせていただけるとありがたいというふうなお話もありまして、村としても新たな予算の取り組みを行って、また獲得を考えていかなければいけないのではないかと感じております。

今回の地震で各水道組合におかれましては、甚大な被害を受けられました。各地域への早急なる対応で、仮の配管工事をされて各家庭の給水をされました。その工事費には多額の金がかかり、今後の復旧に向けての予算のめどが立たず、大変苦慮されているところでございます。自力での回復は到底厳しく、国・県、村当局、行政の支援、援助がなければ、到底復旧できる問題ではないと考えています。

今回、小森水道組合さんからの質問書をいただきました。復興についての中身の中で、村営水道加入の場合は、県としては、復旧工事費の80%めどの補助がある。単独の場合は50%ぐらいの補助じゃないかという話をお聞きしております。この内容から見ても、県行政としても国としても今後の水道組合の一本化を進めているのではないかと考えているところでございます。

いずれにせよ、組合としても地域的にも震災に遭われた世帯も数多く、今後の復興では、組合さんも大部分が少なくなって、組合の維持管理運営も厳しい状況ではないかと思えます。組合では、料金の見直し等も今後進めてい

かれると思いますが、本組合としては、村営への加入を希望されていますので、村長のお考えをお願いします。

次に、水道組合から村営に加入する場合の加入金の問題が発生するわけですが、各家庭の個人負担の免除ができないかという質問も入っておりました。先ほど申したように、小森区も全体的被害も多く、家の建てかえ、修理、修復とその他多額の出費で大変苦勞されています。このようなときだからこそ、救いの手を差し伸べることも大事なことではないかと思っています。

村長は、常日ごろから、住民、村民のことを考え、夢と希望が持てる優しい村づくりを進められています。私も住民の代表として、そういうところは感謝しているわけですが、今回の質問書、内容的には、厳しい面があるかと思いますが、このような状況のときこそ、住民の気持ちを真摯に受けとめていただき、援助または補助を実行に移していただくことをお願いします。

村長のお考え、答弁をお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）きょう一番の大事な質問かと受けとめております。民営水道組合の復旧についてということで、2点ほどご質問があっております。民営水道組合の施設に対しての支援はどのように考えておられるのかと、民営水道組合から村営水道に加入する場合は、加入金の免除、助成はできないかということでございます。

今回の地震で、先ほど桂議員のほうでもいろいろ申し上げましたけれども、水道施設におきましては、村営水道を含め8つの簡易水道、1,000人以下の簡易給水施設11施設で、総額2億円ほどの甚大な被害があっております。現在、応急復旧工事を完了し、仮設ではありますけれども、給水を行っておられます。

村としても早い段階から、国及び県へ資金面の補助・助成についての要望を行っておりますが、民営の水道事業につきましては大変厳しい状況にあります。要望活動は継続して行いますが、一部新聞等で報道があつておりましたとおり、今回熊本県におきましては、熊本地震復興基金が設立され、その基金を利用した補助メニューにおいて、民営水道の災害復旧に要する事業の一部を支援する地域水道施設復旧事業の創設を12月県議会に提案されるというふうに向つております。先ほど申されましたように50%、80%はまだ決定しておりません。議案が議会を通つたならば発表されると思いますけれども。

支援の内容は、国庫補助の対象とならない民営水道事業にかかわる取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、配水施設、給水施設等の原形復旧のために要する経費について、復興基金を活用した補助を検討されているようでございます。先ほど言いましたように、まだ補助率は議決されておられませんので、コメントは控えさせていただきます。

また、公営水道と統合した場合についても、補助金のかさ上げも検討されているようでございますので、決定すれば被災された水道組合に対して、県議会で議決後、組合長会議を通して協議を行いたいというふうに考えております。

村からの支援については、財政的にも困難があり、今のところ考えておりませんが、県に対し復興基金を活用した支援をこれからもさらに要請したいというふうに考えております。

それから、加入金の問題でありますけれども、村営水道は公営企業として、受益者負担の原則をもって水道料金、加入金等を設定し運営をしております。水道加入金の制度は、新旧利用者の負担の公平性、あるいは水道料金の高額化の防止を目的に、水道施設拡張の建設にかかわる増額分原価を一律に水道料金に含ませることなく、一定の合理的基準に基づいて、原因者である新規加入者に負担を求めるという考えから設けられている制度であります。

民営水道利用者におかれましては、村営水道よりも安い水道料金、加入金で運営されており、加入金の免除、減額を行った場合、今まで高い負担をしておられた村営水道利用者との不均衡が生じることになりますので、免除・助成については考えておりません。また、そうするべきではないかと考えております。

まず、逆な立場で考えますと、今まで自分たちは加入しておったと。それに今回免除するには、今までの加入者側から見れば、納得しがたいものではなかろうかなど。自分たちは納めておった、今から先は納めでいいとなれば、不均衡が生じ、納得しがたいではなかろうかなというふうに思いますので、どうかそこら辺はご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目続けてください。

○5番議員（西口義充君）村の方向性としては大変厳しいようでございますけれども、現況復帰してからの組合加入というような考えのようでございます。

やはり何にしましても現況復帰するにしても、非常に多額の費用がかかるわけで、基金が、修理できるような、もとに戻るような補助があれば問題ないわけでございますけれども、仮設を引くために本当に多額の金額を使ってしまいました。本当に住民の皆さんもせっぱ詰まっただけで、議会に対してお願いをされたわけでございます。私といたしましても、どうかにかしていただきたいという思いでいっぱいでございます。

それから、いずれ加入はしていかなければいけない状況にはなってくるわけでございますけれども、加入になった場合のことでお話をさせていただきます。

加入となった場合には、上水道へとかわっていくのではないかと思います。その場合の対策としてのお考え、どのような形になるのかをお聞かせいただきたい。

また、小森水道組合は長い間、山西小学校生徒のために、今回の震災前まで、水の供給の無償提供を続けている組合でもございます。以前は中学校に対しても提供をしていた時期もあったようです。村としても、私が65歳、それ以上前から恩恵を受けているわけでございます。我々ここにいる山西小に通った者、村長初め大変お世話になったわけでございます。今後もこのように、学校関係、全生徒に対しても貢献をしていく組合でもございます。いずれにせよ金額にすれば、相当な金額になるのではないかと私なりに考えております。そして、今回の震災を受け、全ての方々が改めて水のありがたさに気づかされ、感謝を受けたのではないかと考えています。

この長年の組合の貢献に対して、村は恩恵を受けてきたわけでございます。何もできないというのは、ちょっと考えられないと。何かできると考えております。村長に対して、改めて水道組合に対しての援助はできるとの思いで質問をさせていただきます。

また、教育長に対しても、長年生徒がお世話になっているわけでございます。そこら辺で、教育長としてのお考えもいただけるならばと思います。よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）西口議員の申されること十分にご理解をすることでございます。例え話ではございませんけれども、少しわかりやすく申し上げますならば、隣の方がボーリングして水を上げておったと。だから、私もその水を使わせてくれないかといったときに、じゃ、水道料は払いますよと、だけじゃ済まないと思うんです。いずれは、またボーリングを掘り直さないかんかもしれない。ポンプをかえないかんかもしれない。それにはまたお金がかかる。もともとのその方だけが、その料金を出すわけにはいかないだろうということで、やっぱり隣近所もらうならば、その人たちも権利として加入金を払うのが当然じゃなかろうかなというふうな私は見方をして今お答えしたところであります。実際山西小学校にも言わせていただきました。あそこにも小森水道も万徳水道が入っております、言わせていただきました。通年であれば、どうかどうかしましようということでもありますけれども、被害総額約400億円ほど村もでございます。村の財政は本当に、提案理由のとき言いましたように、もともと40億円の予算でありましたけれども、今142億円というまで膨れ上がっております。わかりやすい言葉で言えば、借銭もかなりふえております。特交で返る、交付税で返ると申しましても、当分は、それを立てかえなきゃならないということもありますので、なかなか今の状況で、はいそうですか、わかりました、なら村が出しましようということは、なかなか言えないところがございますので、そこら辺は、西口議員も監査をされております。ということで、中身は十分ご理解いただいているものと思いますので、どうかそこら辺はご理解いただきたいというふうに思いま

す。以上です。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）西口議員からありましたように、山西小学校の水道料は、小森水道、ずっと震災前までは無料ということでした。これには、以前からの話を聞くと、いろんないきさつがあったのではないかとということも聞いております。そして、また敷地内には、小森水道管がかなり布設されております。

今回の震災を受けまして、今はあるところから給水はいただいているところですが、その際、小森水道をとめると、学校水道との遮断ですね、そしてまた、学校施設内に配管してある水に給水した場合、少しから吹き出しました。どれが小森水道の配管なのか、どれが学校との関係の配管なのか、なかなか厳しい状態の中で、学校の授業再開に向けて準備を進めてきたところです。幸いに工業水道と言っていいかわかりませんが、いただいておりますので、今もその続きの中で水はいただいているところですが、将来は、小森が村と統合するのかどうかはわかりませんが、今の状態が長く続いてもどうかという思いはありますので、小森の場合は、やはりちゃんとした、今は仮設ですから、本工事が終わらない限り、学校にはいただけないのかなというふうに思いますし、村営水道がある程度めどがつけば、村営水道にお願いできればいいのかなと思いますが、これは、水道料が発生するということには当然なります。

ですから、加入金、財源の問題、いろいろ、その辺を財政当局、村長さんのほうにお任せして、学校としては、何しろおいしい西原産の水をいただければ、ありがたいなというふうに思っています。以上です。

○5番議員（西口義充君）ありがとうございます。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○5番議員（西口義充君）村の財政の厳しさは身に染みてわかっております。しかしながら、やはり住民の気持ちを考えると、どうにかしてあげたいというのが心情じゃないかと思っております。

それから、今回小森水道組合では、早急なる給水をするために、水源より路上配管を行っているわけですが、現在、大切畑の橋の上を緊急を要しましたために、許可なく通しているような状況でもございます。いずれ、この橋も整備をしていかれますけれども、その間、整備する間に、この配管はどのような状態になるのか、ちょっと住民の方も心配しておりますので、村長初め国の先生方をお願いして、ここを通らせていただくと。それでないと、全く水の供給ができなくなるというようなことで、そういう場合、どんなふうな手続をしていったらいいのか、村長にお願いしなければいけないことではございますので、何かそこら辺で説明ができればと思っております。お願いいたします。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） 手続関係は、県とか、県道ですのであちらのほうに聞かなきゃなりませんけれども、多分あの状態で全体を上げて、1 m10cm出ておりますので、移動させるような状況であの状態でできはしないかなというふうな国交省の現場のほうの方と話したときは、そういった話をさせていただきましたんで、それが本当になるかどうかわかりませんが、現場ではそういった話をしていたところですか。あとは、手続関係は、産業課長わかるんですか。そしたら、産業課長のほうから。

○議長（宮田勝則君） 産業課長。

○産業課長（海東義朗君） 今、小森水道のほうご存じのとおり、仮設といえますか、大切畑大橋のほうに仮設をされております。今、先ほど村長の答弁の中にもありましたように、現在設計のほうをされておまして、人口調査、それから配管の設計をされておまして、現在国交省のほうで、橋梁のほうの修復工事をされております、県道につきましては。

その中で、工事は国交省のほうでされておりますが、所有は県道でございますので、今現在県道のほうに橋梁の添加の申請といえますか、占用許可の手続と協議等のほうを今進められているところでもあります。何とか許可がおりる。そこしかもう現在通すところがありませんので、現在、それに向けて協議中ということで、今のところ報告しておきます。以上です。

○議長（宮田勝則君） ようございますか。じゃ、1問目まとめてください。

○5番議員（西口義充君） 本当に皆さんせっぱ詰まっておられますので、少しでもいい報告、援助ができるならばという思いで質問をさせていただきました。村としても大変被災を受けて、出費多難で、本当に何に手をつけていったらいいのかわからないような状態でもございます。しかし、水は命にかかわることでもございます。これは今後も考えていただきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

次に、コミュニティー施設の復旧について質問をさせていただきます。

まず、公民館についてお尋ねします。

各地域での被害の程度は違っていますが、一応被害が小さかったところは皆さんで応急修理をされ、活用されているところもございまして、全く使えない集落も数多くあるわけでもございます。国・県としては、どこまで今回の基金で支援があるのかわかりませんので、お尋ねしますけれども、先ほど今回の県の定例会が終わらないとわからないというようなことでもございますけれども、それがわかりませんでしたので、この質問をさせていただきました。

また、次に消防署の詰所、これも数多く被害を受け、使用できない詰所もたくさんあります。そのために、積載車等も今現在外で管理しているような状態でもございます。もう12月になりまして、年末警戒に入るわけでもございますけれども、また、来年1月8日は出初式という行事があります。団員の詰

所がなく、今回の年末警戒、大変だろうと思いますけれども、これもいつできるのか、早く復帰させてあげたいなという思いでございます。

次に、地域に大事にされておりました神社、施設の復旧について。これは教育長に後で質問をさせていただきますけれども、本殿、拝殿が多大な被害を受けています。建物自体が神社になりますと、特殊なつくりでございますので、多額の経費が必要となってくるわけでございます。今回の復興基金が本当に満額出ればいいんですけれども、大変被害地域も多くありますので、高い地位のパーセントでできることを期待しております。

この修復工事に対しては、担当は教育委員会でございますか。そこで質問をいたしまして、教育長としての神社に対しては、地域に対してどんなふうにお話を、決まれば話を進めていかれると思いますけれども、そこら辺の話し合いがどうなるのか、お聞かせ願いたいと思います。これに対して、村長は県の定例会が終わらないとわからないということでございますけれども、一応質問ですので、よろしくをお願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）コミュニティー施設の復旧についてということで、公民館、消防団の詰所、あるいは地域の神社仏閣、こういったところの復旧はどうなるのかということではなかろうかなというふうに思います。

コミュニティー施設の復旧につきましては、公民館が27棟、そして建てかえが4棟ということでございます。詰所が16棟で10棟は建てかえと。神社が26棟が被災をしていると把握しております。

現時点では、先ほどから話がありますように、熊本地震復興基金を含めた事業等の活用を考えております。基本事業の中に地域コミュニティー施設の復旧支援が示されており、公民館は被災した自治体、公民館を所有する許可地縁団、集落または自治会に対し、建てかえ及び修繕に要する経費を支援する自治公民館再建支援事業というのがございますので、それであるならばというふうに思っております。

消防団詰所は地域防災力の機能回復等を促進するため、被災した消防団拠点施設のうち、市町村及び市町村以外の民間団体の所有施設の復旧に要する経費を支援する消防団詰所再建支援事業というのがございますので、これで行くならばというふうに思っております。

地域の神社などは、被災した地域・集落におき、地域コミュニティーの場として長年利用されてきた施設の再建支援として、これは神社じゃなくして、名前は、地域コミュニティー施設等再建支援事業の活用で検討するならばというふうに思っておりますので、全てが基金でどれだけ出るかわかりませんが、するならばというふうに思っております。

対象経費等については事業によって異なりますが、この地震復興基金以外にも熊本空港整備事業、空整協や日本財団の支援も視野に入れて復旧を進め

ていきたいというふうに考えております。果たしてどれだけ来るかわかりませんが、そういったところにも要望していきたいというふうに思っています。

コミュニティー施設の復興が、これがやはり地域コミュニティーへのさらなる強化につながると考えておりますので、その復旧事案に一番適合する形で事業を選択し、復旧を推進してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）教育長に求めますか。

○5番議員（西口義充君）教育長もお願いします。

○議長（宮田勝則君）じゃ、教育長。

○教育長（曾我敏秀君）公民館とか神社仏閣、いわゆるコミュニティー施設ですけれども、これにつきましては、先ほどから話がありますように、復興基金の中でうたわれて、今、村長から答弁があったとおりであります。

この復興基金の話が最初に来たのは、8月の末ぐらいだったと思うんですが、うちの財政のほうから、こういったことで基金創設がなされるということで、ある程度の概算の金額を出してくれという、1週間ぐらいでまとめてくれということがございましたので、それを区長さんに即その日に流しまして、区長さんのほうから、消防も含めて、神社仏閣、公民館、大体概算の概算ですから、上ってきたところであります。そのときの金額は、公民館で1億7,000万円余、神社・仏閣2億5,000万円余ぐらいでありましたけれども、それは財政のほうで取りまとめて復興基金の基礎資料にはなったのかなというふうには思っています。

その後、11月末、いよいよ今度は、具体的に進める方向で今、村長から報告があったのは、12月の議会でいろんな要綱等も今後含められてくると思いますが、県の情報が流れてきて、これもまた財政のほうから各課に流されたところでもあります。うちとしてはコミュニティー施設ですから、それぞれの地域に帰って地域をまとめてやいかん、するかせんかも地域の会合が必要でありますので、その辺も早急にまた出してくれという状況に今、雰囲気的にはなってきておりますので、即6日に区長さん宛てに一応こうしたことということで、今12月の県議会が決定しなければなりませんけれども、当然それは進められると思いますので、見積もり等作業を進めてくださいという文書を出しております。ただ、見積書があったからといって必ずしも事業に取り上げていただけるのか、その辺は定かではありませんというのをつけておりますが、見積書がなければ申請ができないということにもなりますので、ぜひ事業を進めてくださいということで一応通知は出したところでもあります。何しろ時間がございません。県のほうから来るのも短時間短時間できますので、区長さんたちも大変だなと。これからその中には、当然行政も相談に入中でやっていくことになるというふうには思っています。

公民館、先ほどから全壊が3棟ですか、万徳も上がっていましたが、万徳はボランティアの方々に公民館は瓦まで全部やっていただいて、二百数十万円、瓦まで入れると三百数十万円ぐらいになりはしないかなと思いますが、されると。あと、瓦を着せるだけというところでございますけれども、そういった状況であります。

文化財等につきましても、この地域コミュニティーの中で、復興基金の中でうたわれておりますが、限度額が1,000万円とか、そして補助率も2分の1とかになっていきますから、非常に厳しい状況に、今のところ案としてはなっていますので、厳しいのかなというふうには思いますが、文化庁が5月か6月に出したメッセージの中には、そういった制度が今ないわけですので、その多額の補助金を出すという制度がないわけですので、要するにできるだけ寄附金を募りなさいというか、そういったメッセージを出しているところでもあります。熊本城もまた城主ということでやっておりますけれども、そういった状況の中ですので、非常に厳しいのかなと思いますが、上から流れてきた情報はそういったことで、各区長さん方、分館長さんですけれども、取りまとめはやっぱり金銭面ですから、区長さんに流させていただいているところです。また14日、区長会も開催される予定ですので、区長さんもまた年度でかわられますけれども、その辺の引き継ぎもしっかりとさせていただいて、区長会等でも説明があるということでもあると思いますので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）残り時間が迫っておりますけれども、西口議員、2回目いきますか。次の質問にいきますか。

○5番議員（西口義充君）次の質問にいきます。

3番目の震災時の人命救出活動についての質問させていただきます。

今回の震災で、当村では5名の方が尊い命を奪われました。本当に改めてお悔やみを申し上げたいと思います。

今回そのような中で、大切畑集落では9名の方が家の下敷きに見舞われましたが、いち早く地元の消防団、また消防団のOB、そのほかの皆様の協力の支援のもとで、全員の9名の方が救出されました。当時は震災が続く中で救出ということで、大変な思いをされたのではないかと感じております。本当に頭が下がる思いでございます。もともと消防団の任命は、地域の方々の身体、生命、財産を守るのが使命であり、評価としては褒めてやることしかできないのかと思うところもありますが、ほかの住民の方や消防団OB会の方に対しては、何かできるのではないかとこのように考えております。

いつとき、今後このような震災、災害が起きないとも言えないときが来るかもしれません。想定外は来ると感じております。今後の防災訓練等もいろんな想定外のことも考えて発信されていかれると思いますが、村長のお考えをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） 震災時の人命救助活動についてということで、西口議員も元消防団長、私も元消防団長でございました。消防には熱い思いを持っております。

今回も消防団には発災直後から、我が家の自宅の被害がありながらも馬場団長を中心に捜索活動、あるいは救助活動、安否確認等に多大な活躍をしていただきました。特に人命救助に当たっては地元消防団を中心に救助活動に多大なる尽力をいただいたことは、西口議員もご承知のとおりというふうに思います。

このような中であって、今回のような激甚災害法の指定、あるいは災害救助法の適用になった大規模災害ということに限定をさせていただいて、大災害に対する消防団員の多大なる労力に報いることのために西原村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正し、初動の5日間分ではありますが、別途1日3,000円を給付支給させていただきました。本当にありがたく感謝いたします。

今回の地震によって、今まで培ってきた消防団と地域のコミュニケーションが、これほど実を結んで発揮されたことはないというふうに思っております。ご存じかと思いますが、先ほど申し上げましたように、大切畑地区では、消防団が中心となって集落の方々と一致団結し、26世帯中9名の方が生き埋めになりました。3時間以内で全員を救出するということことができました。このことは消防団が避難者を把握することによって、誰が倒壊家屋の中に残っておられるのか、生き埋めの方は誰なのか、あるいはそういったことは地元消防団でしかわからない、どの部屋を捜索すれば早くて確実に救出することができるなど、常日ごろから消防団と地域住民との連携が、これが成果を出したんじゃないかなというふうに思います。

昨年実施しました発災対応型防災訓練においても、西口議員も訓練の様子を見られたと思いますけれども、緊迫感あふれる訓練の成果が、犠牲者を最小限に食い止めることができたものと思っております。

熊本県の蒲島知事が西原村は奇跡であるということをおっしゃいました。なぜですかと。あれだけの災害があって、亡くなる方には申しわけないけれども、よくが5名で終わったということをおっしゃいました。私が返した言葉は、知事、奇跡は奇跡かもしれないけれども、それにはそれなりの我々は防災訓練を積んできたこと、我々がつくった奇跡でありますよということをおっしゃいましたところ、そんなに訓練しているんですかと。はい、各年ごとずっとやって、ことしは特に発災対応型ということで、生き埋めの状態をつくった訓練をしたということでもあります。

お尋ねの消防団と地域との連携は、数字ではあらわせませんけれども、高い評価をするものであります。だからこそ、私も天皇皇后両陛下とお会いし

ました。一つの部屋で天皇皇后両陛下、私と3人でお話しする中で、大切畑の話をしました。阪神・淡路の北淡町、北淡町がまさしくそのとおりで、どこには何人家族でどの部屋で寝ておられると全てわかったからこそ、北淡町では死者が1人もいなかったということの話をさせていただきましたけれども、西原村もまさしくそのとおりですねというお言葉をいただきました。被災地に来られたときに大切畑地区の代表に熊本空港でねぎらいの言葉をかけていただきました。そのこと全てが最高の評価ではなかったろうかなというふうに思っております。

また今月下旬には、今回の熊本地震に対しての活動に報いるために、総務大臣から直接、消防団を代表して馬場消防団長に対し感謝状の贈呈が予定されています。その後も消防庁長官からも防災功労表彰が予定されているということも聞いておりますので、あわせて報告をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）時間が来ておりますので、西口議員、最後まとめてください。

○5番議員（西口義充君）発災型防災訓練、自分で言うのもなんですけども、これは私が最初団長として取り組んだ事業でございます。県下で初めてこの事業には思いを込めて取り組ませていただきました。2年目でございます。県に行っても、今までそういう訓練は1回もないというようなことでございましたけれども、切磋琢磨し、分団長たちとの話し合いを続け、2年がかりの計画を立てて、この発災型防災訓練を始めました。それが今回こういう形で、目に見えてきたということに大変うれしくもあり、消防団を頼もしく思っております。今後ともこういう防災訓練等、実のある防災訓練を続けていただくことを希望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）1つだけ訂正をさせていただきます。

西口議員の最初の村営水道の復旧についての質問の中で、私は間違っ
て1,000人以下と申しましたけれども、100人以下でございますので、訂正させていただきます。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 0時03分）

（午後 1時07分）

○議長（宮田勝則君）定刻前ではございますが、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。

受領番号4番、1番議員、堀田直孝君、件数4件、発言を許します。

（1番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○1番議員（堀田直孝君）お疲れさまです。1番議員、堀田です。通告書に質

問事項が4項目ございますが、まずもって、2番目の地域コミュニティー再生については西口議員と重なっておりますので、最後のほうに回していただき、1番、3番、4番、2番の順で行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）執行部、よろございますか。

（「はい」の声）

○議長（宮田勝則君）許します。

○1番議員（堀田直孝君）それでは、第1番目の質問でございます。

災害復興に伴う埋蔵文化財保護と調整についてということでございます。

まず、本村におきましては、あの未曾有の震災以来、早期の対応により、近隣自治体に比べかなりの復旧が進んでおり、国及び県からかなり高い評価をいただいております。被災された住民の皆様にとっては喜ばしいことと思っております。このことに伴い、今後も復興住宅建設等を含めた多くの工事、開発が進められていきますが、現在までに埋蔵文化財の所在など確認や問い合わせはどのくらい相談がありましたか。

また、文化財保護法に伴う届け出はどのくらい出ているのかお聞きしたいと思います。教育長、よろしくお願いします。

○議長（宮田勝則君）教育長。

（教育長 曾我敏秀君 登壇 答弁）

○教育長（曾我敏秀君）震災後、いろんな開発が行われているところであろうと思います。そしてまた、埋蔵文化財関係につきましても閲覧ですけれども、11月25日現在で79件と担当のほうでは把握をしているところであります。その中で、埋蔵文化財の包蔵地に係るものが8件ということで、その後もまた1件出ていますけれども、11月25日現在では8件。

大きなものは、大切畑、桑鶴大橋、それはもう県道ですから県でされますが、これが1件と、民間企業については、ほとんど3つとも、11月25日現在では2件ですが、今現在3件になっておりますが、これは携帯電話等のアンテナ業者です。それと、個人住宅が今のところ5件出ているということでありまして、届け出に関しましては、民間の鉄塔、アンテナが2件届け出は出ていると。あとはまだ相談の段階だということでありまして、ご質問の件数については、以上であります。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）東日本大震災におきましては、宮城県南三陸町では、被災地で計画されていた高台への集団移転で、埋蔵文化財の発見により思わぬ足かせとなり、用地の選定が難航しました。また、多賀城市では、復興道路の一部として整備予定のインターチェンジで遺跡が発見され、発掘調査が必要となりました。このような事例が数多く報じられ、「復興の壁」と新聞などマスコミに報じられました。

本村におきましては、そのようなことがないように努めなければならないと思っておりますが、復興に伴う公共工事と埋蔵文化財の取り扱いについての基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思っております。教育長、お願いします。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）一応埋蔵文化財につきましては、やはり教育委員会管轄でありますので、これにつきましては、県のほうが平成10年に埋蔵文化財包蔵地の分布図を全市町村のやつをつくっております。本村におきましては、以前から、遺跡等につきましては過去の先生方によりまして、その辺の資料が県に行って、県ではそれをもとにつくったということになっているかと思っております。要するに開発絡みでありますので、本来ならば、村には開発に関する手続に関する条例というのがございまして、その中の第12条に西原村庁内開発調整委員会を設置してございます。それと、もう一つは、庁内開発と別に、西原村の開発審議会を設置して、要するに条例の中でうたってあるということでもあります。

ですから、公共工事については、当然ご相談があるわけですが、大きな開発等については、今までどおりいろんな開発業者がお見えになるわけですが、企画振興課が窓口になっておりますけれども、埋蔵文化財等については、その中に担当者が構成委員として入るわけですので、その辺のチェックもその中でされるというふうに思っております。

埋蔵文化財、これは公共関係の分だけということですが、これから質問もかなりの開発が民間事業も含めてふえるであろうという部分については、民間住宅、これについても集落内に埋蔵文化財の包蔵地がかなりかぶっているところもあります。その上に既存の集落があると。それが崩壊したと。今後それを再建すると。そういった場合にどうするかということも今後考えていかなければならないというふうに思います。

当然、地盤改良等は、今後は深く掘り下げる可能性も出てきますので、その辺も審議会等の中でも、教育委員会担当単独でいかずに、県あたりも含めてご相談申し上げて、協議して進めていきたいなというふうに思っているところであります。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）来年以降ですけれども、場合によっては調査が急増することも考えられますが、それに対する体制は整えられているのか伺います。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）これにつきましても、震災以降、他県からの派遣ということで文書が回りまして、うちも、教育委員会もお一方、今来ていただいております、建築関係の技師の方に。それに関しましては、文化課から来られると説明が以前ありました。じゃ、そういった職員を町村に配置するのか

というお問い合わせをしたところ、これは県に配置すると。他県からの専門職、埋蔵文化財を含めて。文化財関係と思いますが。

ですから、後は、そういった町村からの要望に応じて、そういった他県から派遣された職員さんを県で何名招集されるかわかりませんが、そういった方々を派遣するという今現在伺っているところでもあります。以上です。

○議長（宮田勝則君） 3回使いましたので、この件についてまとめてください。

○1番議員（堀田直孝君） やはり西原村、近隣町村に比べれば、復旧・復興が進んでおるほうです。ただ、西原村には桑鶴地区とか有名な文化財がかなりあります。いざ進める段階になったときに、こういうのが発見されておくれるということは防ぎたいと思いますので、やはり体制を整えて早期の復旧・復興につながっていくならばと思って質問をしました。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） 引き続きどうぞ。

○1番議員（堀田直孝君） じゃ、3番目の今後の復旧・復興に掛かる財源についてということで質問いたします。

先月の熊日新聞の記事で、「復興計画策定において多くの自治体の担当者が策定作業に戸惑いや不安の声が漏れ」とのことでした。これは、特別措置法によって、復興費用の市町村負担0が担保された東日本大震災とは違い、熊本地震では、来年度以降の中長期的な財源がなく、財源をどう確保していくかが各自治体の課題となっております。

西原村におきましても、中長期の財源の担保がない以上、国からの補助金を見据えながら、毎年度計画を見直していくとの見解が書かれておりました。今回の大震災で、当初、西原村の被害総額は約400億円と言われておりました。この復興財源としては、激甚災害ということで9割は国が負担することとなりましたが、一般的には9割も負担があれば喜ばしいところですが、今回の被害総額の1割を村が負担することとなりますと約40億円になります。この金額は、西原村一般会計の当初予算と同額に近い莫大な数字であります。例えば、これに対しまして、平成27年度決算におきましては、村税全体の収入が合計8億5,000万円弱でした。平成28年度は、被災者の減免措置で減免され、今回補正予算での村の税収7億300万円と計上がなされて、減収している状況にあります。この減収に対しての補填はあるものの、今後財源確保、特に特措法による財源支援の担保がないと、いずれは財政破綻の危機に遭遇するかもしれないと私は危惧しております。

震災当初、安倍総理は、議会当日、村長も申されましたとおり、国は復旧支援に全面的にバックアップする。自治体には迷惑をかけないとの見解でした。すぐにでも特措法が法案化され、10割100%の全面的な支援が受けられるものと思っておりましたが、この法案が見送られ、また11月16、17日の両日、東京都内で行われた全国市長会と全国町村会の会合で、来年度の予算編成に向けた政府への要望事項に、6月には熊本地震への対応に関する決議を

採択し、立法措置を含め、東日本大震災を踏まえた特別な措置を講じることとなっておりました。しかしながら、11月にはこの表現がなくなりました。こうした動きに対し、益城町の西村町長は、文言の有無にかかわらず、町としては今後も特別措置法の制定を求めていくとの見解を示されましたが、日置村長におかれましては、どのような考えをお持ちか伺いたします。村長、お願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）お答えいたします。

財源ということで、本当に大事な問題でございます。特措法による復旧・復興に要する財源確保の見通しはあるのかという質問でございまして、本当に財源確保には頭の痛い思いでもございます。

4月に発生いたしました熊本地震から7カ月が過ぎまして、やがて8カ月になろうとしておりますけれども、一般会計におきましては、今までに第1号から第7号までの補正予算を計上し、以前にも増して非常に厳しい財政運営を強いられている状況でございます。

震災に係る復旧・復興費用が膨大になる一方、震災の影響による個人・法人住民税や固定資産税を初め、その他の使用料・手数料の減収、落ち込みによる財源不足が懸念されております。

今回の補正予算でも、これまでと同様、震災対応のための経費が最優先となっております。国・県の交付金や補助金、特別交付税対象となる震災経費もあり、歳出のみではなく、歳入確保にも尽力し、財源の確保に努めておるところでございます。

震災関連事業につきましては、極力国・県等の補助金、交付金、交付税措置のある起債等の財源が見込めるものは、可能な限り情報収集を行い、歳入特定財源を確保するよう努めております。また、歳出については、限りある財源であるため、優先順位をつけて予算編成にも当たっているところでございます。

ほかの近隣自治体同様、本村も財政基盤は脆弱であり、復旧・復興に要する莫大な事業費については、予算編成や事業執行にも窮する状況であり、地方自治体が財政面で安心感を持って復旧・復興に取り組んでいけるよう、新たな補助制度の創設や補助率のかさ上げなど、可能とする特別措置法の制定を求めてまいりました。

国においては、予備費、補正予算によって、熊本地震への対応を行ってきています。また、県においては熊本地震の被災地を支援する復興基金からの支出内容を検討中のようにございます。

本村においては、引き続き国や県に対して、あらゆる機会を通じて積極的に、かつ効果的に要望活動を実施し、最大規模の支援を確保していくとともに、必要な財源を確保していきたいと考えております。

熊本地震への対応は、何よりも優先すべき課題であり、将来的な財政の健全化と熊本地震からの復旧・復興の推進を両立させる財政運営を果たさなければなりません。

また、国においても、各省庁で新たな財源対処の対応が十分考えられますので、今後も情報収集に努めてまいりたいというふうに思っております。

我々もずっと特措法をお願いしてまいりました。しかし、県も、知事の話では、諦められたというような話も聞きます。そこで、それにかわる財源措置ができるような地方債を見つけて対応するならばというふうに思っております。

提案理由でも申しましたように、安倍総理の、「復旧に向け進めてください。財政支援は必ず私はやります。」ということで、「自治体には迷惑はかけません。」という言葉は今のところは信じて進めてまいりたいというふうに思っております。また、していただけるものと思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君） 2回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君） 東日本大震災におきましては、特措法が法案化され、その財源確保のために、平成23年に復興財源確保法が公布され、平成25年から平成49年までの間、所得税の2.1%の税金を復興税として、我々国民が支払うこととなっております。もし、熊本地震では特措法が法案化されず、東北と同じ規模の被害を受けたにもかかわらず、被害者が特措法の恩恵を受けられず、復興税だけを支払う不合理なこととなると思いますが、このことに対してどのように思われますか。お伺いいたします。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） 私どもの熊本地震と東日本大震災、名前のおり向こうは大震災ということで、東北3県、広い範囲になって、広い範囲が震災を受けております。熊本が小さいとは申しませんが、熊本布川断層帯、この一帯が被害ということで、大震災には当てはまらないということで、熊本地震という名前で呼んでいただいております。

議員申されますように、東日本大震災のときは、そういった形で、特措法で措置を出されたということになりますけれども、言われるように不合理は不合理かもしれませんが、総理が言うには、「特措法と変わらないぐらいの手当をやりますよ。」ということでありますので、特別措置法は今回は制定できませんけれども、それと変わらないような対応をしてやると、対処するという話でありますので、我々は、それをまず信じるしかないというふうに思っております。

本来ならば特措法で、安心してできるような形が一番よろしゅうございますけれども、先ほど言いましたように、知事あたりも、これは無理かなというような雰囲気でございますので、多分に特措法は無理であるだろうと思

ます。しかし、事あるところにおいては、特措法をまだまだ申し上げていきたいと、そういうふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）3回目。

○1番議員（堀田直孝君）国の考え方、流れも、地震当初から、先ほど言いましたとおり変わっていきます。それで、実際県外に行きますと、講演とかで行かせていただきますけれども、やはり今、熊本地震に対することに対して、全国ではもう忘れられている、風化されている状況でございます。ただ、残された我々地元の間人は、非常にこれからが大変な時期を迎えておるという中で、やはり、これから危機感を持った財政運営を進めなければならないと思っております。また、この熊本地震を風化させない努力も必要かと思いません。

これからは、やはり南海トラフ地方が今地震の危機感を持っておられます。そういうところを巻き込みながら、この地震に対する予算の必要性を訴えながら、粘り強い予算の要望、またいろんな補助金策定をしていかなければならないと思っておりますので、もう回答は要りませんが、そういうところで今後、いつも村長が申されております議会、執行部両輪となって努力をしていかなければならないかと思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）それでは、次に移ってください。

○1番議員（堀田直孝君）次に、職員のメンタルケアについてということでご質問いたします。

今回の震災で、発生当初から災害対応として、被害を受けた自宅を片づける暇もなく、けがをされた家族の看病をする暇もなく、被害調査、受け付け、避難所運営、物資・予算の確保等々、本来の業務を行いながら、昼夜を問わず業務に追われ、何人もの職員が身体的にも精神的にも追い詰められ、心労が見られます。

最近では、幾分落ちついたように見受けられますが、これからが復旧・復興の正念場と思われれます。これに対して、職員のメンタルケアは十分に行われているのかをお聞きいたしたいと思っております。村長、お願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）職員のメンタルヘルスについてでございます。

議員申されますように、今からが正念場。今までは、本当に震災直後の混乱から今までよくぞやってきたなというほど混乱をした中での対応でございました。職員の中にも、本当に我が家が被災されておっても、我が家に帰ることもできないような職員もおって、帰れと言っても、みんなが頑張るから大丈夫ですよという中において、帰れと言っても帰らない。命令だから帰れと言ったときには、帰る家がありませんというような答えが返ってきて、本当に次に返す言葉もございませんでした。

震災直後からこれまで、被害状況の確認とか、ライフラインの復旧、ある

いは道路の確保及び一時的・応急的な復旧等、住民生活の安定を最優先とした活動と同時に、避難場所の確保、運営、支援物資の仕分け・提供、災害廃棄物の仮置き場の開設、各種申請手続、各種減免措置、被災者からの相談、生活再建支援、罹災調査、証明書発行、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理等々、自衛隊や国、県内外の自治体、ボランティアの協力を得ながら、今まで全力で取り組んでまいりました。

その間、土日祭日等の休日も役場を開庁してまいりました。その後、職員も休息が必要との考えから、初めての土曜日のみの閉庁を6月下旬から、そして8月からやっと土日祭日を閉庁することといたしました。発災当初から数カ月、役場や避難所に泊まり込みの職員もおりました。

職員は、精神的にも肉体的にも限界を迎えていた状態が続いたと思っております。職員も休みをとることもできなかつたため、あえて月1日の強制休暇を導入したほどでございます。

職員の心のケアとしては、6月に全職員を対象に、日赤こころのケアチームによる個人面談を実施していただきました。面談は20分程度でありましたが、事前に記入したストレス状況の自己診断を持参してもらい、面談でフォローが必要と思われる場合は、災害保健医療チームへつなぎ、また、医療関係の紹介も行っていただくものでした。

また、6月の土曜、日曜日には、日赤奉仕団によるスタッフのための整体リフレッシュを実施していただきました。時間を割り振り、職員を対象に30分間の整体でリフレッシュすることができました。また、宮崎DPATは、「『休むわけにはいかない』あなたへ」のチラシを作成し、役場内に掲示、配布をすることで職員の気持ちに寄り添う取り組みを行っていただきました。

役場職員の事業所健康診断は、当初4月に予定をしておりましたが、震災により10月に延期をして実施いたしました。また、人間ドックも活用しながら職員の健康管理を行っております。

このような職員の心身の健康に留意した取り組みを行ってまいりましたが、残念なことに体調を崩し、入院等をした職員もございました。今後も、できるだけ職員の状態をチェックしながら、また休暇取得を奨励しながら、職員の心身のケアに努めていきたいと考えております。

マンパワー不足でいる。だから、休みたいけれども休めない。これも事実でございます。これも公僕に与えられた使命であり、務めであります。議員の皆さんだけには、少しだけこのような職員の状況をご理解いただければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）私も、半分職員でおりましたので、非常にこの職員の苦しさというのは十分承知しております。それで、これに対して、長期の行政支援として、全国の自治体から職員が派遣されて、今業務を遂行してい

るわけですが、これにおきましては大変助かっていると思います。今現在、何名の支援があつておるのか。また、支援体制がいつまで続けられるのかご質問したいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）私の村も行革で1割職員を減らして、今まで進めてまいりました。今回、本当に職員が足りないということで、短期的に、最初は、佐賀県のほうから4,417名延べ人数で来ていただきました。多くの自治体から来ていただきました。国土交通省を初め防衛省、自衛隊、いろんなところから応援をしていただきました。今現在は、中長期的に21名の方が村のほうに来ていただいております。交代交代に来ていただいて、つい先日も辞令を交付したところでもございます。

地震の発災以来、懸命の応急対応、対策には、当然、その当時は堀田議員も役場の職員でありました。対応するには限界がございました。自衛隊や国・県内外の自治体からの支援を受け、多いときで1日230名ほどの方が西原村に派遣されておりました。当初の応急的対応から、徐々に復旧に向けた対応に移行してまいりました。避難所の運営から物資配送などの現場対応業務に加え、罹災証明の調査や交付、各種被災者支援策の実施などが、住民生活を再建するための業務にかかわる人的支援のニーズの高まりの中、県内、九州内、そして全国に自治体職員の中長期派遣要請を、熊本県を通じて行いました。現在は、先ほどで言いましたように21名の方が派遣をいただいております。

6月の熊本県職員さんの家屋解体・撤去、災害廃棄物処理業務への中長期派遣から始まり、現在は、遠くは石川県内や神奈川県内から中長期派遣をいただいております。現在では、延べ14自治体の職員が来ていただいております。

平成29年度におきまして、公共土木災害復旧や農業土木災害復旧事業に対応するため、土木技術職員を中心に、現在24名の中長期職員の派遣を要望を行っております。既に熊本県から九州知事会へ要請を行っておる旨、連絡を受けております。その後、派遣職員の人数不足の場合は、全国知事会へ要請を行うこととなります。今後も、状況に応じ、派遣元自治体の職員体制も考慮しながら、派遣可能と判断していただいたところからの派遣をしていただき、派遣職員の確保を目指していきたいというふうに思っております。

本当に多くの方々に来ていただいて、我々も東北のときにはうちからも職員を派遣しましたがけれども、今回は中長期ということで、遠くからも来ていただいておりますということで、本当に感謝するところでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）可能な範囲ということでございますが、期限がいつまでということは示されていないということでよろしいでしょうか。

- 議長（宮田勝則君）村長。
- 村長（日置和彦君）向こうの先方のほうから3月31日までとか期限切っていたいておりますので、そこが可能な限りもう少し延ばしていただければ、可能な限りもう少し延ばしていただけるのではないかと。これは、後で来られた方と相談しながら、そして向こうの自治体と相談しながら進めていきたいと思っております。
- 議長（宮田勝則君）3回使いましたので、まとめてください。
- 1番議員（堀田直孝君）やはり、これからの復旧・復興の先頭に立つ。村長を初めとした職員の皆さんが、やはり健康で元気に進められないと、先には進まないと思えます。
- こういう中長期の支援、受けられるところは受けながら、やっぱり頑張っていかなければならないと思えます。頑張っておられる職員の方々に敬意を表したいと思えます。ということでこの質問を終わりたいと思えます。以上です。
- 議長（宮田勝則君）時間もあと6分ほどです。最後の質問事項に移ってください。
- 1番議員（堀田直孝君）地域コミュニティーの再生ということで質問を用意しておりました。しかしながら、先ほど西口議員の質問に対して、全て私の質問とするところがされておりましたので、これについては取り下げたいと思えますが、いかがでしょうか。
- 議長（宮田勝則君）執行部、ようございますか。
- （「はい」の声）
- 議長（宮田勝則君）許可が出ましたので。
- 1番議員（堀田直孝君）以上、私の質問を終わらせていただきます。
- 議長（宮田勝則君）受領番号5番、4番議員、中西義信君、件数3件、発言を許します。
- （4番議員 中西義信君 登壇 質問）
- 4番議員（中西義信君）4番、中西です。最後となりました。よろしくお願ひします。
- 9月に再度選挙がありまして、2期目に突入しました。この間、さまざまな体験も失敗もいたしました。初心は最初と変わらずで、少しでも西原村のためになればと思っております。それは、元気に頑張っておられる村長さんの年齢ではありませんけれども、実は、私の親の代が旧山西村、西原村にお世話になって来年で70周年になります。現在は、多大な人口増加の一大住宅地となっておりますけれども、当初の状況からすると、それがもう70年になります。ずっと西原村にお世話になって今日があるわけで、少しでもお手伝いをできればと思っております。
- 4年前を思い起こしますと、私たちが最初の定例会に参加したときは、11

名の定数で、うち6人が質問をしたような気がします。その中で4人が新人だったと思っています。それぐらい当時は勢いがあったのかな。今もそうですけれども、活発な新鮮な感じで取り組んだのかなと思っていますが、直後に宗教問題が勃発しまして、行政も我々もそのことに振り回されて、なかなか前向きなことに進んで行けることは少なかったんじゃないかと思っています。

今現在、未曾有の熊本地震からの復旧・復興で、震災前の状況に、いやそれ以上になれるように皆さん取り組んでおられるときでありますし、不謹慎と批判があるかもしれませんが、この宗教問題に関して、現状等を皆さんに伝える責務があると思っています。質問します。お願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えいたします。

中西議員が今言われましたように、4年前は宗教問題が始まって、当分は宗教問題に明け暮れたと、村も騒々しい、西原村を守る会もできました。いろんなことに多くの方に知恵を出していただいて対応したところでもございます。それから4年たって、今2期目ということでございますけれども、決してこの問題、忘れるところではございません。

我々も今、宗教問題もそうでありますけれども、職員一丸となって復旧・復興に向けて邁進しているところでございます。このような中の灰床地区の宗教法人所有の土地については、村としても決して忘れることなく、震災直後も職員が現地確認に行っておりますが、以降は、職員が震災のため6カ所の避難所運営、全世帯の罹災証明のための住宅被害認定調査、ライフラインの復旧業務等に追われたため、現地調査に行ける状態ではなくなりました。

阿蘇地域振興局林務課と協議し、振興局林務課において定期的に現地確認を行っているところでございます。状況については、今のところ植林後と変化はなく、動きはあっておりません。阿蘇地域振興局でも、上益城地域振興局と県庁で情報共有をされており、動きがあった際は、村を含めてすぐに行動できる体制をとっております。また、御船町の担当部署に確認いたしましたが、御船町においても同様な状況で、伐採後の植林が行われたのみで、今のところ動きはあっていないとのことであります。

灰床地区については、今後も阿蘇地域振興局と上益城振興局及び御船町との連携をとりながら注視していく所存でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○4番議員（中西義信君）私も、しょっちゅうではありませんけれども、4回ほど回りまして、現状は変わりはないなどは思っておりますけれども、行政としてどういう行動をやっているというのは、やっぱり村民の方に知らせる義務があるかと思って、今回質問しました。この件に関しては、これで終

わかります。

では、2つ目の質問に入ります。

報道では、西原村は熊本地震からの復興対策の策定を年末に提出すると出ていました。通常、そのような事案というのは、普通議会等にも話があるはずだなとは個人的には思っていました。

震災直後に、村は対策本部もすぐ設置され、全職員一丸となって行われ、主な施設に避難所等も設けられ、対応に当たってこられたことには敬意を表します。また、国や県だけでなく、さまざまところからの応援をいただき、本当に感謝申し上げる次第です。私たちもそれぞれの地域で、それぞれの地区の役職の方々と一緒に一生懸命頑張ってきて今日があると思っています。

今思い起こしますと、前震、本震と途方もない災害が発生しまして、特に16日の夜中からの数日間、本当に人というのは頑張るんだなというのを感じたぐらい思っています。一方で、地震で亡くなられた方々もおられまして、さぞや無念だったと思っていますし、けがをされた方々もおられますし、心からご冥福とお見舞いを申し上げます次第です。

村は対策本部を設置されまして、人命の把握や寝るところの確保、水・電気等の現状の把握、そして復旧対策等々、避難所の開設と本当に大変だったとは思いますが、今後はいかなる災害が起こるかもわからないのが普通のような時代になったのではないかと思っています。

そこで、各避難所への対応等で、やっぱりちょっと違和感を感じたことがあったのも今回の質問の趣旨です。

皆さんもご存じのように、高遊地区は、なかなかこの中学校とか役場近くからはちょっと遠いところでして、安全な場所というのが個人所有の1haの芝畑でございまして、そこに避難しましょうではなく、各ご家庭が各自の判断で、車であそこに集結されまして、そこで4区の区長会で判断されて、15日にテントを設営いたしまして、余震が落ちつくまではというところでしたんですけれども、ドカンと本震が発生いたしまして、本格的に避難所活動が始まりました。多いときは200台以上駐車していたそうです。

また、住民のほとんどが非農家ですので、そんなに米や食料の備蓄があるわけでもありません。そんな中、やっぱり自治会と一緒に約2日間でしたけれども、700から800食分をみんなで頑張っつくりました。その後は、救援物資を最大限に活用して行ってきました。また、役場と改善センターとか学校等で受け付けられなかった救援物資等も我々は受け付けまして、ほかの避難所等に物資を提供したりしてやってきたことを思い出します。

本部は本部で相当修羅場だったということは理解しています。私自身も何回も伺いまして、大変だなとよく思いました。片一方では、うちの地域の住民の方々からのご不満等もいっぱいありまして、それが私の立場と思ってやってはきたんですけれども、職員の方が張りついてやるわけではなく、自分

たちの自主運営だという形であったものですから、連絡や連携等がスムーズではありませんで、どちらかというところ、時々はぎくしゃくしたような状況があったのも事実です。

我々が、地区で自己中で村が設営した避難所に行きたくなかったわけでもありません。ただ単に、今現在住宅の再建等を考えられる方々と同じく、近くでやれるものであれば、近くで避難も含めてやりたかっただけの話です。片一方では、本部との電話や直接のやりとりの中で、自主避難所だからと言われて、言い争い事も多々あったように理解していますし、うちの区長のほうから、じゃ全員そちらに行きましょうかと言うと、いや、一度に来てくれるのは困るという会話等があったのも、皆さんもわかっておられると思っています。

救援物資が宅急便で来たことがあります。それが宛先が西原村の芝畑の避難所に来ました。要は自主とか云々ではなしに、避難所というイメージしかみんな持っておりませんでした。しかしながら、本部と会話するに当たっては、自主かそうじゃないかという冠の問題でなかなかうまくいかなかったことがあります。

西原台、星ヶ丘、余り大きいところではありませんけれども、それでも、みんな自分たちでやってこられたと思いますし、出の口あたりも自分たちでやってこられたと思いますけれども、いかんせん、うちの場合は、先ほど言いました、ほとんど非農家みたいな新しい方々の集団でしたので、なかなかまとまりが難しいこともありましたけれども、皆さん方とのせめぎ合いも多々あったことだと思っています。

したがって、今後、策定をという話が出た際、やっぱり、いつ起こるかわからない災害があるわけですから、そういったことを再度検討し、また、きちんと過去の体験を踏まえて、避難所等の取り組む姿勢を考えるべきではないかと思って質問しています。

数年先、復興が進んで、体育館の建設等が着手になれば、状況は変わるとは思いますけれども、片一方で、人口の増加もやっぱり検討していくわけですし、そしたら、余り、体育館ができたからと言って、そんなに状況が変わってくるということではないと思っています。そこら辺で、たまたま報道の中で策定という話が出たものから、これはぜひとも、この件に関しては質問しておきたいと思って質問しました。わかりますか。いかがですか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）質問の内容に沿ってお答えします。

復興対策の策定ということで、質問を中心にはのっておりますけれども、西原村震災復興計画でありますので、震災復興計画についてお答えをさせていただきますというふうに思います。

報道に対しましては、復興計画策定は、年内策定見込みと回答しております。現在は西原村復興指針のもとに、村議会議長を初め山西、河原校区の両代表区長さんを初め、村内の各種団体の代表の方々と震災復興ビジョンの意見交換を実施いたしました。今後は、全ての区長さん方にアンケートを通して意見を伺い、震災復興計画の素案を作成していく計画でございます。

素案の段階で、議会にもご提示をしながら、ご意見をいただければと思っております。もちろん、住民の皆様のご意見も反映させていただくために取り組みも行います。早期の震災復興計画策定も大切であります。ただ、それ以上に、多くの意見を取り入れること、そして、検討して共有することがまず最重要ではなかろうかなと、そういうふうにも思っております。復興対策の策定を年末にすると示してありますが、当時の活動を検証しているのかというご質問であります。当時の震災対応は活動ではございませんので、今回の震災応急対応につきましてお答えをいたします。

震災応急対応につきましては、震災復興計画の中で、現在村が策定しております西原村防災計画の見直しを盛り込む方針でございます。見直しに当たっては、応急対応の検証は必要不可欠だと考えております。

今回の震災で、私たちはいつかは地震が発生するという想定内の出来事の中で、本震が二度襲い、しかも震度7という激震や、4,000人を超える一時避難者など多くの想定外の出来事が起こるということを経験いたしました。これからは、想定内の枠を広げ、想定外を減少させるといった検討が必要だと考えております。今まででありましたら、防災計画の強化、見直しに加え、風水害に対応可能な防災計画等が、また、今回の地震のように、予期することが困難な災害に対する防災計画を別途策定していくことも検討したいと考えております。その検討では、村内に起きたさまざまな対応や調査・確認、検証し共有することが大切だと考えております。

平成15年から隔年で実施しておりました発災対応型防災訓練のとおり、それぞれの地域で一次避難がなされ、避難場所、避難者の人数、安否確認など役場に報告をいただきました。また、大切畑では、先ほど言いましたように9名の方が倒壊家屋の下敷きとなりましたが、消防団員、そして地域の住民の皆さんが協力して救助が行われました。これもまた、昨年実施した発災対応型防災訓練におきまして、倒壊家屋を製作し、その家屋の中から住民を救出するという訓練を行いました。大切畑地区では、訓練さながらの救出が行われたと聞いております。

6カ所の公設避難所以外にも、9カ所の自主避難所が村内にございました。ほとんどの地区で、地域コミュニティーのほうで自主運営をしていただき、応急対応に最大の手助けをしていただきました。そのほか、地域内の主要道路の確保、地域で可能なことを地域でご協力いただいたことが、いち早い応

急対応につながったことと実感しております。いかにコミュニケーションづくりが大切であることを実感したところでもございます。

救助や自主避難所運営の、今後は各地域の自主防災組織や地域コミュニティのさらなる強化も、西原村が災害に強い村となるために大切なことだと考えております。地域コミュニティこそが防災力そのものだと私自身実感したところでございます。

人口も震災後二百数十名減少をしております。やはり、震災後、子どもさんが学校に行かれないということで、市内の学校に行ったまま市内のほうにおられる方、いろんな方がおられますけれども、また、人口のふえるような状況にしなくてはならないというふうに思っております。

布田川活断層、地震のエネルギーは多分に使い果たしたと言われておりますので、今、西原村は日本で一番安心な村、安全な村ということでキャッチフレーズでいこうかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○4番議員（中西義信君）質問そのものは、書いていたとおりでございますので、なかなか私が言葉で言ったこととは若干ずれがあるのは事実ですが、現実では、そういうことがあって、お互いのやりとりのことは、そちら村長たちもご存じだと思いますので、今後、こういう状況になるべくならないように、事例を確かめられて次につなげていただきたいと思います。それで2番目の質問を終わりたいと思います。

3つ目の質問です。小学校の児童の生活や活動状況についてと書きました。

本来なら、ことしの6月定例会に出せればなと思っていましたことです。それは先生方も、最高7年で、数年で異動されますので、体験された方々が長くおられるわけではありませんで、4年前、5年前あたりのことからご存じの方がおられないと、なかなかそういうのはわからなくなるところがあるからです。

私は、この質問をするに当たって、にしはら保育園にとやかく物申すあれではありません。何しろ、我が子も3人とも万徳保育園や、にしはら保育園で育ちまして、ほぼ学校休みは0で、健康に育って過ごして学校生活を終わっております。ただ、新しく民間の保育園が開園しまして、はや3年、企業として会社を健全に運営するという民間の悩みと闘い、頑張られながら、子どもたちを元気に、そして若干しつけもされて保育をされておられます。

村としても、何より待機児童がほぼ解消されたわけで助かっているわけでございます。伺いたいのは、変化がどうこうとか、兆しはどうだとか、興味本位ではありません。そこから何かちょっとくらいヒントはないのかとか、そういうところで質問をしています。

ことしは、入学直後に震災が起きましたから、ちょっと難しいところもあると思いますけれども、小学校、特に山西小のほうですが、例年ですと、

入学直後の4月、5月は、なかなか新入生の子どもさんは、ガヤガヤ騒々しくて、その騒々しさを取り払う作業の授業から始まると認識しています。そこから辺は教育長あたりが一番ご存じだと思います。入学と同時に勉強も始まるわけですが、やっぱりまずそちらの方面に体力を使われるのが通例だったと思っています。

そこで、授業中の生活態度や、やる気が減ってきたとか、病気や医療も含めて、何か変化の兆しのようなものはちょっとは見えないんだろうかと思って質問しています。いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）小学校の児童の生活や活動状況についてということの問い合わせでありまして、西原村に平成25年4月から民間の保育園が開設されました。その理事長さんは、私も以前からご存じですが、教育長になる前がちょうど平成17年でございまして、住民課長を9カ月したときに、住民課長兼保育園長でありました。そのときに、保育園の熊本県の連合会長をされておられた今の理事長でありまして、今も多分何かされていると思うんですが、非常にあの小さな体でパワフルな話をされましたので、理事長が経営される保育園に、当時は電話して行ったところではありますが、どうせ来るなら給食のときに来てくださいということでしたので、給食のときに行つて、一緒にご飯を食べながら、持論を長くしゃべられまして、そのときに、西原村の子どもたちの状況というか、要するにふえぐあいとかを問われて、もうそのころから西原村には目をつけておられたような気がいたしました。特に、年少の保育園あたりのお考えを伺ったような気がしております。

その後、若干時間はあきましたけれども、菊陽町のほうに、図書館の並び、サンサンの並びに平成22年4月に同じ名前で開園されておられまして、うちが平成25年ということですから、卒園者の第1号は今3年生ということでもあります。伺ったところによると、当時の卒園生、今3年生が8名、2年生13、今の1年生が16ということ、来年度入学は8ということですが、お尋ねの、検証されているか、いろんな態度云々ということ、能力も含めてかもしれませんが、思いますけれども、やはり、それは議員が何回となくこの質問、議場じゃなくて会話の中で以前からこう言われていたわけでありまして、ただ、そのことについては、やはりこれを検証するとかいう問題ではないだろうなと思っているところでもあります。

やはり、民間保育園と公的な保育園の違いは、同じ子育てですから違いはしないですが、やはり民間は信念に基づいてやられる部分もありますし、公立になりますと、底辺層に合った、誰もが納得のいく、そういった形の保育をせざるを得んという部分も確かにあると思います。

ですから、子どもたち云々じゃなくて、どちらかというと、私も平成17年ごろ思ったのが、やはり保育園同士の交流とか、そういったものかなと思っ

て、あのときは、たしか保育園の保育士さんたちも、洒水ですけれども、研修に行ったと、そんなふうには思っているところですが、そういったお互いのいろんな形での交流を含めて、総体的に取り組むことかなというふうに思っています。

今は、その園長は、当然私たちがいろんな会議を持つわけですがけれども、子育て支援関係、就学関係、いろんなところでお呼びして、状況は聞いているところでもあります。今、全体的にはご存じのとおり、特別支援の子どもさんなんかも非常にふえてきた。特に低学年はふえてきていますので、これからだんだんやっぱり保育園の状況がそうだという話を伺ってもしるところでありますので、そういった情報交換をしながらやっていければなというふうに思います。

子どもの成長については、やはりまずは家庭でありますし、その家庭が所属している地域のいろんな団結の問題、そして、また村だし、がありはしないかなというふうに思います。

学校もそうですが、地域が安定しておれば学校も安定すると。地域が荒れておれば学校も荒れるということも常々申し上げておりますので、そういった形の子育てを、要するに村づくりをしていければということで、なかなか一人一人の検証については、今のところしていない。校長もそんなふうに申しておりましたので、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○4番議員（中西義信君）この質問には、難しい部分が多々あると思っております。誤解されやすいところもありますし、比較対照で片一方を褒めて云々というわけでもありません。元気に、健やかに育つための工面の話はやっぱりするべきであろうかと思っております。

それに、過去に質問した際、交流等に関しては否定的な意見を伺ったこともありましたものですから、今現在は、教育長のほうから交流等はやっていきたいという話も出まして、そこら辺は若干変わってきたのかなと、質問をしながら、ちょっと戸惑っております。

これまでも言いましたけれども、小学校の支援の先生がもと学校の先生で、支援の先生が、「元気に歩いている子どもたちが多から肥満児が少ないんですね。」と言われたことを改めて思います。また、ここでも言いたいと思います。山西小学校の校訓ではありませんけれども、元気にすくすくと成長してもらいたいものです。

民間保育園のほうのようには申しませんが、主にうちの地区が対象になるのかもしれないけれども、親御さんに対してでも、結構それなりにおっしゃられてもいいのではないかと思います。質問事項が小学云々で申し込みましたので、若干ずれるのかもしれませんが、上野議員が子育て広場のことを質問されました。復興からの次は人口増だと思っていま

す。やっぱり、そのためには安心して西原村で出産や子育てができそうだと
いうような村になるべきだと思っています。

出生率がトップは岡山県奈義町だったと思います。そこまではいかにくても、
魅力ある村づくりが大事になるのかと思っています。小学校で出しましたけれども、
子育て支援員や保育園と義務教育と一体型で取り組んでいけないものかというの
が、ずっと当初からの思いです。そこが一番大事だなと思って、その関係で一般
質問をこれまでした中に、ホームページも何度か言いました。やっぱり、今は
スマホも含めて利用すれば、本当に若いお母さん方にも見ていただけるような形
になるならば、変わっていくのではないかと考えております。やっぱり村も変わる
べきだと思っています。

教育長も言われたように、すくすく育て、元気に登校していけば、比例ではあり
ませんが、いじめ等の減少になるのかもしれないし、今総務課で行っております
中学までの無料化、あの辺もひょっとしたら下がるのかもしれないし、できれば
そういったことを、それも下がった部分を、児童や生徒の部活動等の活動に回し
て、昨年ですか、ちょっと条例を変えられました全国大会等に参加するやつにつ
いての支援、どんどんできるような方向に回していければというのが願いです。

セブンの前の掲示板があります。あそこに張り切れないようになるくらい活発
な村になっていければと思っています。そういう考えがありまして、今回また質
問させていただきましたが、いかが思いますか。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君） 常々、先ほど申しましたように、ふだんの話の中で
そういった話は十分聞かせていただいております。ただ、やはり、要は文科省と
厚生労働省の違いもありますが、末端はそういったことは言っておられんわけ
です。ですから、ここで産山のことを言いますと、今、村長が教育長時代の終
わりぐらい、小さな村ですから、やっぱり保育園は、ここでいうなら住民課が
昔から言うならその流れですけれども、教育委員会が担当しようかという話
で、私どももその辺がシステムがちゃんとできれば、やっぱり同じ子育てを学
校につなぐわけですので、それは必要なという部分でありまして、まだその
辺は、庁内等全部で議論せないかんところもありますが、当然お金の流れは、
学童保育も含めて、これは厚生労働省から、学校は幼稚園ですから、教育委
員会、幼稚園は管轄ですけれども、保育園は違うということで、文科省から
ということでもありますので、ただ、総合こども園だったですかね、何年か
前になりまして、それがあやふやになって、どうなったかわかりませんが、
やっぱり国も思っちゃいるわけです、どうにかしようということを。ですから、
一番末端の自治体については、その方向で何とかやれば、やったほうがいい
ような思いでは、ずっといます。以上です。

○議長（宮田勝則君）村長に答弁求めませんか。

○4番議員（中西義信君）求めたいんですけれども。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）さっきの地震避難所のことでありますけれども、今回大きな地震が発生をいたしまして、それぞれが自主避難ということになされまして、村民全てが被災者という考えのもとに考えるならば、我々役場のほうは公的避難所の対応に追われていたということで、民設の避難所には少しだけ目配りが少なかったというのは否めないというふうに思っております。

やはり、自主避難所は、それぞれ地域の常日ごろからのコミュニケーションが大事であるというふうに思っています。高遊地区もまた同じであって、それぞれが今回は行政の大変さも知っていただけたかなというふうに思っております。自主避難で、地域でできることは地域でという考えのもとで、それぞれの自主避難所はそれで運営をしていただいておりますので、そのことが自主、共助、公助ということではなかろうかなというふうに思っておりますので、さっきそこだけを言いそびれましたので、よろしく願います。

○4番議員（中西義信君）まず、その件に関してですけれども、一言言っただけならば、住民の方々も何かがあったときに、後々はいいのかなと思っています。

本当に頑張っておられたのはわかっていますけれども、村長が何度か来られましたときにも、何人かちょっと温度差の低い方もおられたのも事実でして、これは自主避難所というのも公的避難所というのも避難所です。みんなで行き組んだのは事実として、うちうちで、うちなりにコミュニティーがおっしゃられるようにとれていなかったのが、みんな知り合いになれた状況も、仲よくなれたのも事実でして、地域の活性化にとってはよかったことは事実です。

先ほどの話ですが、もともとから思っていることと、4年前からまた体験したことはほぼ一緒ですが、それぞれ頑張っておられるのは認めるとしての話ですけれども、教育委員会、住民課、企画課それぞれの分野で頑張っておられますけれども、なかなか一体感を感じないところが多々あります。やっぱり、そこら辺があって、小学校という形で出させていただきましたけれども、今後ともまた言うと思います。

あと、またできれば一緒に取り組みながらやっていきたいと思っています。これで終わります。

○議長（宮田勝則君）答弁はいいですか。

○4番議員（中西義信君）いいです。

○議長（宮田勝則君）以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は明日 9 日午前10時より、議事日程第 3 のとおり行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時18分 散 会

第 3 号 (1 2 月 9 日)

平成28年第4回西原村議会定例会会議録

平成28年12月9日、平成28年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成28年12月9日（金曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第 1 | 承認第21号 | 専決処分の報告及び承認について「（専第20号）調停の成立について」 |
| 日程第 2 | 議案第52号 | 西原村税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第53号 | 西原村保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第54号 | 西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第55号 | 西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第56号 | 平成28年度西原村一般会計補正予算（第8号）について |
| 日程第 7 | 議案第57号 | 平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 8 | 議案第58号 | 平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第 9 | 議案第59号 | 平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第10 | 議案第60号 | 平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について |

- 日程第 1 1 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 2 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 1 3 発議第 1 4 号 西原村議会会議規則第 1 2 9 条に伴う議員派遣について
- 日程第 1 4 組合議会報告
- 日程第 1 5 陳情書審議
- 日程第 1 6 委員会の閉会中の継続審査（調査）申出書について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	吉 田 光 範 君
議会事務局書記	坂 園 まゆみ 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	曾我敏秀君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	高本孝嗣君
教育課長	塚元利文君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	海東義朗君
住民課長	藤吉昌也君
保育園長	園田久美代君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、承認第21号、専決処分の報告及び承認について「（専第20号）調停の成立について」を議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○住民課長（藤吉昌也君）おはようございます。

承認第21号についてご説明申し上げます。

承認第21号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成28年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

すみません、1枚あけていただきますようお願いいたします。

専第20号、調停の成立について。

西原村立河原小学校における学童保育クラブ指導員の任期満了に係る地位確認等請求労働審判事件について、熊本地方裁判所労働審判委員会の調停案の提示に従い、次のとおり調停を成立させるものとする。

平成28年10月27日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容につきましては、記載のとおりでございます。弁護士のほうからも和解を成立させるため、相手方にも配慮が必要であるというご意見をいただきました。記載の調停事項で和解をさせていただきました。

今回の専決処分につきましては、調停を成立させるために緊急を要したための専決でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第21号、専決処分の報告及び承認について「（専第20号）調停の成立

について」、原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、承認第21号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第2、議案第52号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

(税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明)

○税務課長(佐藤光弘君) おはようございます。

議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、西原村税条例の一部を改正する必要がある。これが議案を提出する理由であります。

主な内容については、先日配付しております条例の概要資料をごらんください。

この改正の主な内容は、条例の概要資料の2の内容に記載しておりますが、外国との相互主義に基づく二重課税の排除に係る措置の創設に伴い、租税条約の相手国等以外の外国であって、相互主義を満たす外国の居住者が、住民税の課税の特例として特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額が分離課税となるため、条例の整備を行うものであります。

この条例の施行期日は、平成29年1月1日です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第52号、西原村税条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第53号、西原村保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○住民課長（藤吉昌也君）議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号、西原村保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村保育の実施に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、西原村保育の実施に関する条例（昭和62年条例第6号）の一部の改正をする必要があります。これが議案を提出する理由でございます。

皆さんにお配りしております別紙、西原村保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の概要によりご説明をさせていただきます。

条例の趣旨につきましては、子ども・子育て支援法の改正に伴い、これまで保育の実施基準といていた保育所に入所できるか否かの基準が法の改正により、認定に関する基準が追加されたことから、必要な改正を行い、あわせて「保育の実施に関する条例」から国に準じて、「保育の必要性の認定に関する基準を定めた条例」に名称を改め、条例の改正をするものであります。

内容につきましては、これまでの実施基準に加え、就労のための専門学校、職業訓練校での就学や児童虐待、配偶者からの暴力等のため、家庭での保育が困難であると認められた場合などの認定基準が追加となっております。今回は、国の法律改正の内容に準じての条例改正であります。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

今回の条例改正ということで、保育が必要とされている就労、いろんな介護を必要な家庭の方に開かれたわけですが、この条例を制定するに当たって、西原村の保育の人数が現在より何パーセントかふえるかと思いますが、大体予測でどのくらいふえそうなのか、また、ふえた場合において、受け入れは可能なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）答弁いたします。

今現在の人数については把握をしておりますが、入所の段階で、今いろんな調査という形で、入所のほうを判断しております。今回、いろんな事例が出てきた段階での判断ということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮田勝則君）ようございますか。

○1番議員（堀田直孝君）はい、ようございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第53号、西原村保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第54号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を税務課長に求めます。

（税務課長 佐藤光弘君 登壇 説明）

○税務課長（佐藤光弘君）議案第54号についてご説明いたします。

議案第54号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

所得税法等の一部を改正する法律の公布及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。これが議案を提出する理由であります。

主な内容につきましては、先日配付しております改正する条例の概要資料をごらんください。

この改正の主な内容は、所得税法等の一部改正により、住民税の課税の特例として特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額が分離課税となるが、西原村国民健康保険税の所得割額の算定や軽減判定に用いる総所得について

は、従来どおり特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を総所得金額に含めるため、条例の整備を行うものであります。

この条例の施行期日は、平成29年1月1日です。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第54号、西原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第55号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成28年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由。

給水区域外給水の定義を定めるため、条例を改正する必要がある。これがこの議案を提出する理由であります。

あけていただきまして、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例。

西原村中央簡易水道給水条例（平成10年西原村条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書きを加える。ただし、村長が必要であると認めるときは、当該区域内外に給水することができる。

内容につきまして、先日配付しております概要書をごらんください。

条例改正の趣旨であります。条例第2条に定める給水区域に村長が必要

と認める場合においては、現行の給水区域外でも給水できるようにするために、給水区域の定義を定める。

主な改正内容でございます。

まず1番目に、西原村中央簡易水道給水条例第2条第1項にただし書きを追加し、現行の給水区域外でも給水ができるように変更を行う。熊本地震によりまして、被災した方々が安全な平たん地の農地等へ住宅を再建される事案がふえております。しかし、中央簡易水道の配水管が通っていても、農業振興地域については給水区域外としていたため給水ができず、今回村長が必要であると認めたときは、当該区域外に給水することができるとの条文を追加するものです。

2といたしまして、ただし、配水管が通っていないところにつきましては今までどおりでございます。なお、新たな配水管の布設を行う予定はございません。

施行期日といたしまして、公布の日から施行することでございます。

以上でございます。審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

これには、今回の震災で農振あたり、また農業委員会あたりに大分変更届けで宅地を求められる方がおると思いますが、一応、ここでは配水管の布設を行う予定はないということで、許可されておるところで、個人で引くのは個人持ちだろうとは思っておりますので、そういう場合はオーケー、オーケーと言うといけません、遠くてもそこが通ればお願いをできるというときは許可をされるというような、あとは村長が認めた場合となっておりますので、村長はどう思われますか。あ、違う、産業か。産業課長お願いします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）確かに説明いたしましたように、配水管が通っていないところにつきましては、わざわざ新たに工事をして延伸してまで配水はしませんよと。一応想定しておりますのが、給水区域図も配付いたしました、通っているけれども、すぐ横であるとかという場合であって、余りに延伸されると、個人負担も相当かかってきますので、確かにどこまでも延伸を自分でというのも、その辺はまた村長のほうと、上と協議して、村長が認めた場合というぐあいの文言になっておりますので、細かくは定義はしておりませんので、ご理解いただければと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）林田君。

○8番議員（林田直行君）一応村長のあれということで、一応予定はないということで書いてありますので、そこはそこのところで。

大体そういう該当される住宅もある程度、今は大分いろいろ申請はあつてはおると思いますが、現在においては、どれぐらいになるのかなというのちょっとわかればお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）今のところはございません。

農振の段階、除外とか、農転の関係で水道はどうされますかということで、村営水道は給水区域外ですよというような説明を今のところしております。

案件が今後2年以内に住宅建設とか、そういうのがまたふえれば、今後がどんどんふえてくるのではなかろうかというところで、今回条例改正をさせていただくものです。

ですから、現在もまだ、きょう条例可決させていただければ、今後は、ここでしたらば、村営水道がそばを通っていますとか、そういうお話はできるのではなかろうかと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）林田君。

○8番議員（林田直行君）その地区に何戸かということになれば、そういうおいおいというか、そういうことも考えられるかなと。震災上がりで大分いろいろ集団移転、また個別のいろいろ移転するところが大分あると思いますので、これについては、村長あたりもどうお考えかを、ちょっとよろしく願います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今回地震がありまして、それぞれが宅地を求めて農振地域、あるいは農振除外をしながら、そして農転にかけて、農地に家を建てるという方がおられると思いますので、そういった方々には、要はそこになわって生活をなされるわけでありますので、水の提供はやむなしというところでありますので、おっしゃった集団移転等につきましても、もちろん水道供給はしなくちゃなりませんので、生活でありますので、そこら辺は距離感とかあるいは何軒そこらに行かれるのか、状況を見ながら判断していきたいというふうに思っております。

村長が認めるならという文言が一番私は余り好きじゃありませんけれども、そういったことで進めていくなればというように思います。

○議長（宮田勝則君）林田君、ようございますか。

○8番議員（林田直行君）はい、いいです。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑。

9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）今、村長、ちょっと答弁されましたけれども、今回、集団で移転したいというふうに希望されている地域が小森地区と鳥子地区にもありますよね、古閑地区。

一緒に同じところに、じゃ、移転したというときに、小森地区の人たちは

自分たちが今権利を持っておられます。ところが、古閑地区の人たちは、今村営水道を持っておられると思うんです。じゃ、そこを振り分けてそこに引っ張るのか、それともどちらかにまとめないとできないと思いますので、そういうときにちょっと困るところもあるんじゃないかなと思いますが、村長、どうですか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）もちろん小森地区の方が行かれて、古閑地区の方が行かれる。同じところに行かれるのであれば、村営水道になると思います。といったところで対処していくなればというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）わかりました。

そのときに、きのうもちょっと話があったんですが、権利の問題もございますよね。だから、そのときは同じように権利を要するに払うということで、これは組合のほうで今ちょっと考えておられます。いろんな工夫を今されておりますので、あと1年先になるか、2年先になるかわかりませんが、そこらあたりを組合のほうともやっぱりきちんと話をされて、それはもうそれとしてやってもらいたいなというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます、村長。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）もともと村営水道のところであったならば、加入金はそのままよろしゅうございますけれども、小森水道、万徳水道あたりの方々がそういった村営水道に加入されれば、もちろん加入金が要ります。

そしてまだ今、どうのこうの早く言うべきじゃないということは、集団移転もどこになわられていくのかわかりませんので、なわられる方、あるいはもとのところにおられる方もおられますので、詳細については、余り多くは語れないところでありますけれども、そういったことで進めていくなればというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）ようございますか。

○9番議員（桂 悦朗君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第55号、西原村中央簡易水道給水条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第56号、平成28年度西原村一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) 議案第56号についてご説明いたします。

議案第56号、平成28年度西原村一般会計補正予算(第8号)。

平成28年度西原村の一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35億3,949万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ142億8,912万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正でございます。

事項9、山西小学校パソコン教室パソコン機器等リース料。期間、平成28年度から平成33年度、支払限度額1,283万5,000円、年度ごとの支払計画は、平成28年度21万4,000円、平成29年度から平成32年度まで256万7,000円、平成33年度235万3,000円。

事項10、河原小学校パソコン教室パソコン機器等リース料。期間、平成28年度から平成33年度、支払限度額816万6,000円、年度ごとの支払計画は、平成28年度13万7,000円、平成29年度から平成32年度まで163万3,000円、平成33年度149万7,000円。

7ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、緊急防災・減災事業債、13、緊急防災・減災事業債、12が災害支援システム構築事業分、それから13が県防災行政無線システム再整備事業分になります。14、歳入欠かん債。

限度額1,900万円、それから550万円、それから9,760万円、起債の方法、

証書借入または証券発行、利率、年3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する者による。ただし、村財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができる。

中段になりますが、2、変更です。

起債の目的、7、災害対策債、8、公共土木施設災害復旧事業債、10、文教施設災害復旧事業債。

補正前が左側になります。右側が補正後になりますが、まず補正前限度額15億3,040万円、2億5,000万円、1,880万4,000円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率、年3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定する者による。ただし、村財政の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえることができる。

補正後でございます。限度額のみ補正ということになりますが、限度額22億7,550万円、それから3億4,330万円、それから2,000万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続きまして、補正の主なものについてご説明いたします。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1村税、項1村民税、目1個人3,654万9,000円の減額補正でございます。熊本地震の減免による減額補正でございます。

款1村税、項2固定資産税、目1固定資産税3,848万1,000円の減額補正でございます。熊本地震の減免等による減額でございます。

同じく村税ですが、款1村税、項4市町村たばこ税、目1市町村たばこ税953万4,000円の増額補正でございます。

11ページをお願いいたします。

11ページの一番上になりますが、款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税4億7,182万4,000円の増額補正でございます。特別交付税の増額による補正予算となっております。

そのすぐ下になりますが、款12分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金1,755万7,000円の減額補正でございます。保育料等の減額でございます。

下のほうになりますが、款14国庫支出金、項1国庫負担金、目3災害復旧費国庫負担金1億8,831万円の増額補正でございます。道路橋りょう災害復

旧費負担金等でございます。

12ページをお願いいたします。

同じく国庫支出金の上のほうになりますけれども、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金7億4,999万4,000円の増額補正となっております。災害廃棄物処理事業等の増額でございます。

その下になりますけれども、それからその下の目8災害復旧費国庫補助金1,200万円の増額補正。道路橋りょう災害査定設計委託費補助金の増額でございます。

それから、その下、県支出金になりますが、款15県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金4,601万8,000円の増額補正でございます。災害救助費県負担金の増額等となっております。

13ページをお願いいたします。

上から、款15県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金12億3,086万7,000円の増額補正でございます。震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金等の増額補正となっております。

14ページをお願いいたします。

中段になりますけれども、款18繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金5,699万4,000円の減額補正でございます。財政調整基金繰入金の減額です。

その下になりますが、款20諸収入、項3雑入、目1雑入1,324万2,000円の増額補正でございます。公団分収造林負担金の増額などがございます。

その下になります。款21村債、項1村債、目3一般単独事業債2,450万円の増額補正でございます。災害支援システム構築事業等によるものでございます。

その下になりますが、災害復旧事業債9,449万6,000円の増額補正でございます。道路橋りょう災害復旧事業による起債でございます。

15ページになります。

一番上ですけれども、目7歳入欠かん等債8億4,270万円の増額補正でございます。災害廃棄物処理等事業の災害対策債及び村税等減免による起債でございます。

次に、16ページから歳出でございます。

18ページをお願いいたします。

下段のほうになりますけれども、款2総務費、項5統計調査費、目1地籍調査費2,301万3,000円の減額補正でございます。熊本地震により本年度の地籍調査を中止したものでございます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

上から2つ目ですけれども、款3民生費、項3災害救助費、目3熊本地震災害救助費4,035万4,000円の増額補正でございます。応急仮設住宅内物置リース料等による増額補正でございます。

目4 震災対策費1,000万円の増額補正。災害弔慰金分の増額となっております。

下のほうになりますが、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目7 震災対策費15億727万円の増額補正でございます。災害廃棄物処理業務委託料の増額などがございます。

23ページをお願いいたします。

款5 農林水産業費、項1 農業費、目11 震災対策費16億1,209万6,000円の増額補正でございます。震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金等でございます。

24ページをお願いいたします。

下段のほうになりますが、款7 土木費、項2 道路橋梁費、目3 震災対策費1,000万円の減額補正でございます。道路施設応急復旧工事分でございます。

27ページをお願いいたします。

上段になりますけれども、款10 災害復旧費、項2 公共土木施設災害復旧費、目1 現年度災害復旧費3億7,000万円の増額補正でございます。道路橋りょう災害復旧工事請負費等でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。二、三ちょっと質問させていただきます。

まず、収入の件です。体力というか、村税が村にとっては一番大事なことでないかと思っています。

今見ましたところ、本当は取れる村税に減免の補正だと理解しています。国のほうでも、何かちょっと予定より収入が少ないんじゃないかという話も、新聞等で出ていたのを見ているんですが、人口もちょっと何パーセントか減ったわけで、国とか県からの助成分も含めて、実際村税というのは、ことしはやっぱり減るものなんでしょうか。足してもですよ。もともともらえる分を国からとかのほうの減免で補正がなっていると思いますけれども、その分は国とか県から来るわけで、それを合計した場合の金額というのは、大体予定よりいけそうなんじゃないでしょうか。それともやっぱりちょっと税収減になるのかなというのを聞きたかったんです。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）ご質問のところの災害による減免ということで行っておりますけれども、財政のほうに確認しましたところ、特別交付税関連で相当な額が来るという話は来てはいますけれども、ご存じのように特別交付税

というのは、非常にわかりづらいところがありますので、どこまで信用できるものかということもあります。

普通交付税はもう例年のごとくという形になりますので、それと、減収債の債務を起債してありますけれども、それ分の返還額割合がどんどんと少なくなっている。要するに初めは3割4割だったのが、今の話では8割ほどはも返さなくてもいいような話まで、ちょっと変わっていったというような話は伺っております。

ただ、収入自体の全体からすると、特別交付税が来ない限りはわかりませんけれども、今のところは減るんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（宮田勝則君） 財政当局、ありませんか。

総務課長。

○総務課長（西山春作君） 先ほどの税の減免については、条例で村自体で決定していくということになっておりますので、その後について、今先ほども起債等でも、その条例によって減額された分等について、歳入欠かん債がその対象になって、その分に対して交付税措置が57%あるとか、あとは、その他の税についてはそういう形と先ほど話があったとおり、どこまで特別交付税等でできるかという話になっていくのかなと思っております。

ですから、村税自体というのは当然減るというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君） 中西君、ようございますか。

○4番議員（中西義信君） はい、わかりました。

基本的には災害対策のいろんな事業は別にして、やっぱり体力は体力ですから。村の活力がどれぐらいあるかというのが大分減るかというのが心配もありましてちょっと質問しました。

減るのは確実だろうと思えますけれども、想定内というか、人口も数パーセント減っていますから、そこら辺からして大分気にはなりました。

もう一つ、これはこの間の災害広報からで聞かれたことなんですけれども、住民課になるのかな、可燃物のごみ袋をぼちぼち配布していますからというところを出ていましたけれども、透明な袋はいつごろまでオーケーなのかというのを聞かれて、今まだ早いと思えますけれども。

○議長（宮田勝則君） 関連になりますので、住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君） 今、ごみ袋については、各店のほうにはもう出しております。まだ透明な袋があるということで、一応12月いっぱいは今まで購入していらっしゃる分を併用してということで、1回放送のほうはしております。正式には、来年からは指定されたごみ袋でのごみの持ち出しということで、今のうちのほうでは考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君） 中西君、関連を言うときは、一応私の許可をとってください。

ようございますか。

○4番議員（中西義信君）わかりました。それは失礼しました。

それでは、もう一つです。

ページ21の弔慰金の件です。幾つかご相談はあっているという話は伺いましたけれども、個人のほうからになるのかなと、申し込みというか、実はこうなんでという。それが広報といいますか、そういったあたりはどうやってされているのかと思って聞きます。個人が気づかなければ気づかないで終わるのかなではいけないのかなと思って。どういった形でお知らせされているのかなと思って。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）当初から被災された方へということで、罹災証明書の中にいろんなパンフレットをつけていたと思います。その中にも弔慰金のことについてはうたってはありますし、今現在、いろんな部分で新聞紙上も関連死という形で、きょうも出ておりましたが、そういうことで、うちはそれに関係がないかといういろんな部分で個人的に電話のほうは入っている状況でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ようございますか、今ので。

○4番議員（中西義信君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかにございませんか。

7番議員、山下君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

大切畑ダムの復旧・復興の工事についてお伺いいたします。

今、復旧について県との説明か何かそういうところはあっておれば説明願いたいんですけども、例えばその水張り面積を縮小するとか、かさ上げをどうするのか、今の大切畑ダムの堤防の断層、こういうところの問題が非常に取り沙汰されておりますけれども、そういうところは大切畑ダムについての問題が、県のほうからある程度、今後どうするのかの説明があつてればお願いしたいんです。

○議長（宮田勝則君）山下君、一応関連ですので、今回は許可しますので、関連になりますけれども、産業課長。

○産業課長（海東義朗君）大切畑ダムにつきましては、今県のほうで災害対応をしていただいております。

委員会がそれぞれ開かれておまして、既に3回開かれておまして、質問のとおり断層が通っているということで、今度12月中に第4回目の委員会があるということで、そこで県のほうから案が示されるのではなかろうかと思っております。

今まで、県のほうでいろいろ調査をされまして、水量的には大体今の容量がなければ賄えないのではなかろうかというところまでは聞いておりますけ

れども、工法につきましては、まだ委員会が終わっておりませんので、その後また経過については報告に来られるのではなかろうかと思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ようございますか。

○7番議員（山下一義君）ありがとうございます。

今回の災害におきまして、特に大切畑ダムの下流域の住民が雨の降るたびに避難勧告あるいは避難命令というふうな状況に起こされました。特に今回の震災の4.16の日は夜中に水がふえてきて、避難を余儀なくされたわけでありまして、そのときのやはり住民の不安、そういうところも加味しながら、今後この大切畑ダムの復旧については、十分に行政のほうもやはり住民の不安を取り除くような今後の災害復旧、復興のほうにお願いしたいと考えるわけでありまして、それで質問しました。以上です。

また、それにどういうふうな設計あるいは状況かを、今後またお知らせ願えれば助かりますので、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（宮田勝則君）お知らせの確認が入っていますけれども、それは産業課長で対応できますか。

産業課長。

○産業課長（海東義朗君）今回委員会のほうで決着すれば、結果が出れば、どういう工法ですよということがわかれば、またお知らせはしたいと思っております。以上です。

○7番議員（山下一義君）お願いします。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）3番議員、坂本です。

ページは19ページになります。

地籍調査のほうが軒並みなくなっております。長年かかって地籍調査をされて、あとトンネル付近のあと少しだというふうに聞いておりましたが、今回の震災後で中止になったということで、これからどういうふうにするのかをちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）予算につきましては、もちろんこの前全員協議会の中でも説明しましたが、断層でずれているということで、国のほうで基準点、トラバーグいのずれについて今調査をさせていただいております。今後どういうぐあいに進めるかということについては、まだその結果が出た後でない、ちょっと報告はできないと思うんですが、ずれが激しいところとそうでないところもあるのではなかろうかと思っております。

やっぱり大峯山付近については、全員協議会の中でも説明しましたが、1メートル30以上ぐらい東西方向にずれております。それで、ずっと西

原村中をトラバーを、すみません、GPS以上の非常に精度のいいやつで、現在衛星を使って測量を国のほうが行われておりますので、地域によって、そのずれ等を調査した上で、今後どういうぐあいになさいますかというようなあれが来るのではなかろうかと思っております。現在のところは、結果を待つしかないという状況かと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）長年かけてつくられてきたやさきでこのような地震があったので、下手をすれば全部見直さなければならぬのではないだろうかという考えもよぎりまして、その辺をちょっとお聞きしたかったんで。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）結果次第では、確かに元年ぐらいから始めておりますので、二十数年、30年近く、あともう少しで平成30年では完全に終わってしまう計画でありました。しかし、今回調査の結果、ほとんどがずれているということになれば、下手すれば相当な地域をやり直すという結果になるのではなかろうかと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）教育課長と税務課長にお願いしたいと思っております。

まず1点目が、6ページでございます。

債務負担行為の補正に山西、河原両小学校のPC等のリース料ということ平成28年から平成33年までという期間で計上されております。

その中で、今パソコンというのが、OSが例えばウインドウズであれば以前うちの役場、今もどうか知りませんが、XPを使っておったと。それじゃないと対応できないということで、新しいソフトが更新される中で、今回XPがもうサポートがなくなったということで、メーカーのほうは次から次にサポートを勝手に切るわけでございますが、今回のこの両小学校に入るパソコンに対してのOS、サポートはこの6年間で切れるとか、そういうところは大丈夫なのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（塚元利文君）お答えします。

現在入っているのがビスタで、もう来年の4月10日ぐらいに切れる予定でございます。今度入る予定につきましては、ウインドウズ10を考えておりますので、5年ぐらいではまだ大丈夫だということで認識しております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）ありがとうございます。

ウインドウズ10ということで安心しました。これがビスタとかウインドウズ7とかということであれば、非常に心配するところがありました。

続きまして、税務課長にお尋ねしたいところが歳入の面でございます。

先ほど、中西議員も質問されました村税の減免ということで、今回補正で個人住民税で3,600万円ほど、固定資産税で3,800万円ということで、私が思った以上に少ない金額です。調べてみたところ、調べるというかただ予算書を眺めたところで、それを補う欠かん債ということで9,760万円計上してありますので、これが実際の村税の減免分と私は理解しますが。

なぜ歳入のところでそれだけ補正が少ないかというのと、多分当初見込んだ額より歳入の一般的に入る税収がふえたものと思われませんが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）議員のおっしゃるとおり、当初予算を組む場合には固定の場合は別としまして、ほかの税目につきましては、見込みでやります。特に住民税、村民税につきましては、申告が終わらないと大体できませんし、申告後の課税後にことしの課税額というのが出てきますので、その額が予定よりも多かったということです。

その分からまた災害がありましたので、その分を差し引いたところで数字を上げておりますので、欠かん債の数字のほうが実質な災害による減免というふうに考えていただいて正しいと思います。終わります。

○議長（宮田勝則君）堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）ありがとうございます。

なぜ元税務課長がこういう質問をするかということになるかとは思いますが、一応皆さんにもわかってほしいというところの内容でしました。

あと、議長、住民の軽減措置に関する関連した質問をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）はい、許します。

○1番議員（堀田直孝君）今現在、来年度の申告に向けて、雑損控除の説明会があつとるかと思えます。私も税務課を長らく経験しておりましたが、今まで雑損控除という控除を使う人がほとんどいませんでした。今回の震災で雑損控除ということで、被災された方の軽減措置を凶るということになりますが、今現在、長期間であつておると思えますが、どのくらいの方が雑損控除に来られたか。また、ここにおられる議員さんも、雑損控除は私が余りわからないぐらいですから、そのあたりの内容をちょっと説明していただければと思います。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）まずは、雑損控除の内容なんですけれども、これは納税者本人、またその人と生計を一にする、一つにする配偶者、その他親族が災害、盗難、または横領によって損害を受けたときには、この雑損控除というのが受けられます。

ことし、議員がおっしゃったように、私も長らく税務経験しておりますけれども、雑損控除の申告を受けたことはございません。今回、今、西税務署のほうの応援により、構造改善センターのほうで雑損控除の作成会というのを行っております。

実質、今おいでなのは、まだあと7日ぐらいありますけれども、今の段階では300前後というふうにお聞きしております。防災無線等で極力一部損壊以上の方にも来ていただくようお願いしていますが、思ったよりも若干少ないのかなと思いつつも、該当しない方も結構おられます。というのが、住民税もかかっていない方もおられますので、その方を差し引くと、まあまあの数値にはいっているのかなというような状況でございます。

○議長（宮田勝則君）堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）わかりました。また、関連でよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）関連の度合いでとめるかもしれませんけれども。

○1番議員（堀田直孝君）軽減措置です。やはり減免のほうです。

○議長（宮田勝則君）はい、許します。

○1番議員（堀田直孝君）本日の熊日新聞に、与党の税制大綱が出ております。その中で、熊本地震被災で軽減措置ということで、被災に関連したところで、特に主に重要なところですが、住宅が壊れた後に不動産を取得した場合、固定資産税や都市計画税を軽減するということが出ております。

これは、被災した方、これから土地を求める方、非常にいい措置だと思いますけれども、まだ与党の税制大綱ですので、はっきり決まったわけではございませんので、こういうのがはっきり決まった場合は、それとあと、国税、県税、村税いろいろ関連して軽減措置が今後打ち出されると思いますが、そういうときは村税だけじゃなくて、国税、県税、決まった時点で住民の方にはできるだけ早く情報を伝達していただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）今おっしゃったとおり、与党の税制大綱ですので、まだこれは国会を通過した後に結果が出てくるかというふうに思います。

おっしゃられたとおり、極力広報を徹底したいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

23ページの有害鳥獣駆除対策事業補助金が217万3,000円の減額補正となっております。減額ですので喜んでいいのか、それとも不安視せんといかんのかなと思っています。

ことしは震災がございまして、猟師の方がなかなかとれなかった、捕獲頭数が減ったからだと思います。これはもう仕方ないと思いますが、この状態が

二、三年続けば、これは大変なことになります。

今、集落では人がおりません。私のところでいいますと、布田の集落は、特に下布田のほうは、川から南のほうは、今3軒しか住んでいないんです。そして、上の山のほうに、この前亀裂の状況を山に登って見ました。そして、あちらこちらにイノシシの荒らした跡がいっぱいあるんですよ。

その県道を挟んですぐ下は田畑がありまして、今農家の人たちがカラ芋と万次郎カボチャをつくっておられますが、収穫後、腐ったものやくずなんかをそのまま放棄してあるんですよ。まさにイノシシや鹿に餌づけをしているような状況でございます。

だから、これを農家の方には収穫後の処分を徹底してもらって、鳥獣駆除、これにやっぱり行政が本腰を入れてやらんと、イノシシ、鹿、有害鳥獣がかなりふえると思います。これに力を入れて、産業課長、今大変猟師の後継者もいないと思いますが、何とか本腰入れて、この駆除対策をやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）今回、減額いたしましたのは、議員がおっしゃるとおりでございます。

猟友会の方たちも被災されまして、なかなかいつもでしたら早々から申請して駆除を行っていただくところで、ことしも本来であればイノシシ180頭、鹿についても30頭ほど見込んでおりました。それぐらいの勢いで捕獲といたしますか、とれておりましたので。

しかしながら、震災によりまして、猟友会の方たちも被災されまして、また職員のほうもいろいろな罹災証明とかそういう関係で、相当担当ができなかったという部分もございしますが、何とかイノシシわなでもかけていただけないかということで、やっと数カ月ではありますけれども、かけていただきまして、鹿が2頭、イノシシが43頭ほどはとれております。その分で補助金のほうが減額ということになっております。

また、おっしゃったとおり、農家の方々に以前も広報で一度は出したんですけれども、カラ芋くずとか野菜くず、そういうのはもう捨てないでくださいと。おっしゃるとおり餌づけをしているようなものでございますので、また今後広報紙等において、その辺はまた注意喚起のほうをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）今のでようございますか。

上野議員。

○6番議員（上野正博君）駆除対策には力を入れて頑張っていたきたい。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑はございませんか。

8番議員、林田君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

議長、ちょっと関連にはなりますが、今ここで補正あたりで学校関係で小学校あたりPC関係を入れたり、災害工事で工事をされたり、ここに補正が上がっておりますが、それに関する事で、河原小学校のことでちょっと関連で聞きたいと思いますが、よろございますか。

○議長（宮田勝則君）はい、発言を許します。

○8番議員（林田直行君）といいますのも、今回の震災におきまして、河原小学校からの児童が数名出ていかれたということで、河原小学校の今度2年、3年生になられる方が複式になるということを聞いております。それも保護者の方が複式になるとどうなるのかなど、私たちも河原小学校始まって以来の複式になるんじゃないかと思っております。

その状況を、教育長がそれをどういう状況であるかをちょっと報告を願いたいと思います。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）一応おっしゃるとおり、震災以降、一時期は3枚合わせて数十名が村外、県外に入学をさせていただいています。まだ帰ってこない児童・生徒も本当に若干名ですけれども、いますが、ほとんどが今は帰ってきている状況にあります。

ただ、今おっしゃった河原小学校の1年、2年生、もともとが合わせて17名でスタートしましたので、特に2年生が少ない状況で7名だったわけですが、その中から1人ずつ転出、震災の被害を受けて転出しているところでもあります。返ってくるめども今のところその方々は立っていない状況にもあります。ですから、今合わせると15名になります。

これは、話はずっとしているんですけども、もともと複式は16名になればもう複式になると。1年生は該当しませんので、上がって2年、3年になると、今の1、2年生がそういった形で合わせて15名の状況です。

ですから、河原小学校始まって以来と私は今言ってもらっておるんですが、過去に覚えがございませんので、いろんな当時は対策でして、河原活性化、あるいは少子化委員会、いろいろ議会でも対策をとっていただいて、アパートの補助金、家賃補助等も含めて、そしてまた、山西小学校から通う子どもたちにも平成25年だったですか、補助金を出しているところでもあります。

今現在12名が年度初め通っていたんですが、その中の1人も転出しましたので、今11名だったと思うんですが、小規模特認校の制度でやっているところでもあります。

既に学校と県のほうでは、10月1日現在の状況をもとに学級編制の時期にも入っています。これから、先生の配置をします。異動事務がもう始まっていますので、来年のスタートに向けた先生たちの配置が、その配置をするときにその辺の話は当然出てくるわけです。ですから、今のところ河原小学校

は複式でいかざるを得ない状況で今事務は進めているところであります。

よその自治体等では統廃合を機に村で統廃合の条件ですか、その地域の、統廃合の条件で、例えばこっちの学校が20名いた、こっちの学校が20名いたとした場合、合わせて40名になるんです、統合すれば、40名まではまだ1クラスなんです。ですから、今までは2クラスだったけれども、1クラスになるから何とか2クラスの維持をしてくれというそういった条件付きの単独での正式な先生をその自治体で雇用するという事は、阿蘇管内でも例はあっています。

詳細については、私どももわかりませんが、ただ、必ずしも2クラスにしなさいということじゃなくて、35人学級にしてくれとか。合わせて40人なら35人以上だから2クラスになると。ただ、35人になればまた1クラスに戻るといふ話なんで、必ずしも10人、10人の場合、2クラスになったら20人だったから、これはやっぱり1クラスという話なんです。

これは複式じゃないわけですので、当然同じ学年ですから、1人の先生が教えても何ら問題はないですが、複式になると学年が違いますので、例えば今回2年生、3年生。2年生に教えるときは3年生は自習的な部分、それを交互にやっていく授業になってくるということでもあります。

阿蘇管内にはそれはかなり複式は多い学校もたくさんございますが、西原村にとっては初めての経験ということで、これも年度途中でこういった形になったということで、対策も非常に難しいところなんです。

まだ来年度予算等が今からもう入力も期限も来週になっておりますので、その辺の予算もうちが最低希望の予算は今出してはいるところなんです、先ほど申しましたように、正式なクラスを別に設けるといふことになると単費で今の先生の条件をそのまま単費で賄うということに阿蘇管内の事例からするとなつてはいます。40人学級、35人学級以外の場合ですので、複式ではそういった事例は聞いておりませんが、状況です。

ですから、児童のふえるふえんについては、なかなか私どもがおたくのところはいかがですかとか、名指しでいくわけにも今のところいきませんので、何とか保護者の方とか周りの方、あるいは山西小学校から今通っている保護者の方々にそういったお話を近所におられたり、知り合いにおられたりすれば、していただけませんかという話はしておりますが、それ以上のことはなかなか、子どもたちの意思も尊重しなければなりませんし、途中からの転校になりますので、その辺もちょっと今進めてはいるんですが、厳しいところかなというふうには思っていますので、ぜひ皆さん方も知り合い等ございましたら、よろしくお願ひしたいというふうに思います。そういった状況であります。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）大体内容がわかりますが、複式になった場合は先生

方は何名ぐらい減られるのかなというのと、もしそれを複式、もしものことで、今から皆さんも努力されるかと思いますが、もし複式になった場合、対応として、先ほど説明では、村単独、県が何名減るかわかりませんが、それを補うというか、そういう状況ができるのかな、どうかなということで、そうならば、また今予算編成の策定されておるんで、そこをいろいろお願いをせないかなというところがあると思いますので、指し寄り何名減られるのかと。それを子どもたちに2クラスあるんじゃないかと、やっぱり学年は学年で学習してほしいなという思いがありますので、教室もあるし、しようと思えば河原小学校はできますから、そういう感じで、何名減るか知りませんが、それと、それに合わせた補充のやり方というか、そういうところをちょっと教育長お聞かせ願いたい。お願いします。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）今、河原小学校が特別支援のクラスを含めて8クラスあります。通常でしたら1クラスずつですから6クラスですけれども、特別支援が今2クラス、3名、3名です。この3名、3名には1人ずつ先生がついておられます。ですから、その辺は非常にありがたいなというふうに思っております。

当初、スタートの段階では8クラスに校長、事務まで入れて13名の先生。それに学習支援員を週12時間ぐらい。これは手持ちです。で、入れていたと思います。

その後、震災以降、加配という形で養護の先生が、県の臨時ですから、河原小学校は養護の先生を希望されましたので、養護の先生に入っているところです。

この13名で正職員ばかりかというところでもありません。去年ちょうどたまたま1月の異動が終わったぐらいに、2月か3月だったと、女の先生が急死されましたので、そこが欠員になりましたから、今臨時職の県職員さん、県の雇い上げです。1人今入れているところです。

1クラス減ると、今校長との話では、現状からすると2人減るという状況にあるということでもあります。

これもまた、今の時期からいろいろ面接等が事務所とあるわけですが、これが来年度どうなるかはまだ未定ということでもあります。それももう内示のときでないと思えないということです。ですから、3月20日過ぎぐらいの内示のときに、加配がつかましたよとか、毎年ですけれども、言ってくるので、状況としては、1クラス減るのに、この状況では今のところ2人減るような形になっているということでもあります。以上です。

○議長（宮田勝則君）林田君。

○8番議員（林田直行君）2名が減になるということで、校長を含めて11名ぐ

らいになるという感じですか。

先ほどそういうことで、子どもたちにその分、教育というか目が届かないというか、そういうことになるんじゃないかと懸念するわけです。

そういうことで、先ほど単独でもというような教育長の話がありまして、新年度予算を今考えられておって、災害あたりもいろいろあって大変だとは思いますが、村長、その点について、単独で支援でも、そういう感じは教育上はどう考えられますか。よろしく。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今のお話の中の実情は余り私もまだ存じ上げておりませんでした。

しかし、2名減って1名採用すれば、別々の教員で授業ができるということであれば、その方向もまた一つということであって、また山西のほうから子どもさんを向こうに行ってもらおうということも一つの手ということでもありますので、そこら辺も検討しながら、子どもたちには迷惑のかからないような対策を講じていきたいなというふうに思っております。

教育長、あと1名行けばいいわけ、子どもは。

○教育長（曾我敏秀君）2人。

○村長（日置和彦君）子どもが2人だそうですので、その行っていただけの方がおればできますので、別々で。そういったことも今からちょっと話をしながら進めていきたいなというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）林田君。

○8番議員（林田直行君）村長の答弁で、今から複式にならんように児童をどうにかするというような答弁もありましたが、新入生ならばある程度はすんなりいくんじゃないかと思うんですが、途中1年入ったとったというか、そういう感じになれば、なかなか問題が、子どもたちの意思もあるんで大変かなと思っております。

もし、それができればよかったなというところでなりますが、もしどうでも行けなかったというときには、できますならば、単独でも村の、先ほどもおっしゃられましたが、1名分の補充でも、できれば2名でもようございですが、財政の許す限りというか、教育のほうから見てもバックにならんような感じで予算編成をよろしく願いいたしておきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）答弁求めますか。

○8番議員（林田直行君）よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）それぞれ議員さんが言われることは十分わかります。農業されている方は農業だけはちゃんとしてくれとか、道路だけはちゃんとしてくれとか、学校教育の人は学校だけをちゃんとしてくれと、いろんな要望がございます。全て財政にかかわってくる問題でもございますので、そこら

辺は十分我々も見ながらしていきたいというふうに思っております。

多分にも子どもの教育となれば、今後のこといろんなことに問題があると思いますので、できる範囲内でやっていきたいというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）教育長。

○教育長（曾我敏秀君）若干補足で、先ほど言い損なったところもありますが、正式な職員をそういった形で雇い上げていただくとすれば、完全に学年別になると、クラスが。

もう一つは、うちが今学習支援員を山西小学校、河原小学校、時間的には少ないですが配置しています。これにつきましては、週25時間が最高ぐらいでやっていますので、これは時給で行っています。

県職員並みの今の状況ですと、かなりの年間予算は要ります。大体週25時間で1,000時間ぐらいですから、40週ぐらいですので、ですから130万円と五、六百万円、700万円、その違い。

ただ、その学習支援員になると、2クラスにすることはできません。同じ教室内で片一方が3年生するときには2年生のほうを自習でその人がする。そして、こっちを今度は2年生を本職の先生が教えるときは、臨時の先生は3年生を臨時で、要するに予習、復習的な形で。

どちらが成果が上がるかはわかりませんが、要するにいずれにしても人数は少ないわけですので、あとはそこに入って行く先生の配置です。いずれにしてもその辺の配置は考えなければ、先生の準備をしなければならないということで、その2通りかなというふうに。今、河原小学校、週12時間は学習支援員が入っていますけれども、これをプラス25時間にするのかは、また村長と相談しながら、財政と相談しながらやっていただければありがたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番議員、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）9番議員、桂です。

災害復旧費ということで、関連して水路関係、それと衛生関係でちょっと質問したいんですが、いいですか。

○議長（宮田勝則君）はい、ようございます。

○9番議員（桂 悦朗君）それでは、まず、衛生関係でちょっとお聞きしたいんですが、ことしは被災された後、私のいるところも解体したんですが、そのとき、行ったとき、蚊がかなり多かったです、ことし。村内の消毒をされたのか、されていないのか、まずそこだけちょっとお聞かせください。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）村内の消毒につきましては、今、自治会区のほうでやってられると思います。役場として区の消毒は現在やっておりません。

○議長（宮田勝則君）桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）実際、この地震後、水たまり、そういうのがかなり

多かったと思うんです。

それと、水路関係が水が流れていないので、合併浄化槽から流れている水、そういうのもたまたままでなっていたと。そういうのから蚊がかなりふえていると思うんです。

これ、やはり今回の状況を見ると、消毒を住民に任せるといっても、住民がいない状況の中で消毒をしなさいと言っても無理ですから、やはりそういうところをちょっと考えてもらいたいなど。

来年は梅雨時になるときは、そういうところを考えてやってほしい。なぜこれを言うかといったら、昨年か一昨年か、代々木公園で蚊から人に、人から蚊にという感じで、デング熱じゃなかったですか、そういうふうにして病気が感染ですよ。そういうのが出ていますよね。

そういうものを西原村でないとは言えませんので、そういうことの対策をしておかないと、仮設住宅あたりで誰かが出たとなったときには大変な問題になると思っています。その点どう考えておられますか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）今、ご指摘いただきましてありがとうございます。

実際、今後、予算を含めまして、村長、副村長あたりと協議しながら、そのあたりにつきましても、やはり今、桂議員がおっしゃったとおり、大事な問題だと思いますので、今後、来年度に向けて、特に梅雨時から先が一番そういう問題が発生してくると思いますので、今後検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）桂君。

○9番議員（桂悦朗君）ぜひ検討されて、来年そういうことのないようにしてもらいたい。

それと、今さっき言いましたけれども、水路関係、これは今回も出ていませんよね、補修をやっていくというのが。

これも考えてやらないと、実際排水が流れているんですが、それが全然流れていない状況にあるというのも、1年先、2年先、どうなるのかなと。やはり皆さん方もそこらあたり心配されているんじゃないかなと。

それと、農業関連にしても、やっぱりかなり皆さん方は神経質になられているというふうに思いますので、そこらあたりの復旧、それを今すぐというわけにはいきませんが、来年度もできないんだっただけでいい。

なぜこれを言うかといったら、農業関連の人たちはそれで生活をしている人たちもいます。その人たちの生活が成り立たない状況にもあるわけです。だから、来年はできないんだっただけで、来年水はもう来ませんよということであれば、その人たちは次のことをやっぱり考えなくちゃならないんですよ。そういうのをやっていくのが行政じゃないのかなというふうに思います。い

かがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）ただいま水路等の農災関係につきましても、まずおっしゃるとおり、施設、道路、水路から優先的に出していくならということで、メインであります大切畑ダムからの上井手、下井手等、現在罹災しまして塞がっている状態で、確かに梅雨時、水たまり等もできております。

1カ所は既に下井手につきましても、発注をいたしておりますが、上井手については、この前査定が終わったばかりでございます。今後、工事発注については、ダムよりも先にしないと、また工事ができなくなってしまいますので、農家の方にも、施設等、そばに農地があれば合札で優先的に出しますよというような形で、お知らせのほうをまた出すようにちょっと担当と話をしまして、そういうぐあいな形でなるべく早目にこちらも出したいところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）言われることはわかります。

今工事される方々が大変な状況でもありますし、また道路関係でも今間に合うか間に合わないかわからない、予定よりも長くなるとか、そういうふうな話も聞いております。

それと、業者のほうも今は手いっぱいでおられる状況だというふうに思いますが、やはり皆様方、業者の方々も自分たちも頑張っってその次をやっていく。やっぱり住民の人たちが少しでも生活ができるような考えを持って、行政と一緒にやってもらいたいというのが私たちの思いでございますので、どうぞよろしく願いしておきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに。

8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

今、桂議員のほうから工事請負のことでちょっと質問がありましたので、私もそれについてちょっとお聞きしたいと思います。

今現在、災害復旧のことで、100幾つかだったですか、150ぐらいだしてあるかな、また100幾つかの今度は委託料が農災をかけれんもんかなと思いますが、いろいろと西原村の業者さん、またよそから来て応援してどんどん、応援といえますか、来られて早急な災害復旧をされております。

皆さんもそれで今のところは不通になっている方、都合が不便されている方もおるとは思われますが、みんなやっているから前に進んでいるんだということで、多くの方は予想より復旧が早いから喜んではおられますが、先ほどありましたように、業者さんが大変少ない中で、多くの発注をされるということで、多くとっておられまして、その後、ある程度工期があるわけです。工期が大体年度末、今のところでは長くて年度末の工期があるかと思ってお

ります。

早いのは、ことし中に終わるのも早目に発注されたのはあるのを見ていますが、今後、工期延長といたしますか、そういう願いも出てくるかと思いますが、一応私どもが聞いておるのは、延長せんでくれというような感じで、入札のときには言っておるといようなこととございますが、そういうことで、急いだから、事故があつては大変困りますので、そういうところの行政方の監督発注者というんですか、そういうことはどういうふうに思われていますか。よろしくお願ひします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）今、工事はおっしゃるとおり、公共のほうでも七十数本出しておりますし、農業土木のほうも出しております。大変ご迷惑をおかけしている部分はあるかとも思いますが、工期につきましては、大変ちょっと言いづらいところもありますが、実際に舗装業者さんは絶対的に不足しています。工事が舗装だけで終わるところも数カ所ありますが、舗装業者さんがおりませんといたしますか、あきませんということで延長願のほうも若干出てきている部分がございます。

また、終わっているところにつきましては、今月、来週竣工検査を行うところもございます。金額の大きいものにつき、年度末までの工期の分については、繰り越し部分も出てくるかと思ひますし、今回、補正をお願いした部分につきましても大きい部分、発注時期等を相当考慮しないとちょっと不落、不調に終わる可能性もございますので、その辺は十分検討しながら、発注は今後していきたいと思ひますし、安全対策についても、また今県外から10名ほど両方とも土木のほうには来ていただいて、監督にそれぞれついてもらっていますので、その辺で再度現場においては、けがのないように注意喚起のほうをするように、また指導したいと思ひます。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）そういうところで、よろしく指導のほどをお願いします。

また、まだ入札はしても金額が大きい中で、まだ手つかずというところもあるかと思ひますので、そういうところもどうか、尻をたたきとは言いませんが、指導のほどをよろしくお願ひしておきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）答弁求めますか。

○8番議員（林田直行君）今、そういうことで課長はそういう答弁でございましたので、村長あたりは大体経験者でございますので、どういうことで進めるといたしますか、よければお願ひします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今、かなりの本数を入札が終えております。業者さんのほうもちょっと無理するかわからないということで、仕事をとっていただい

ております。多分にも工期内で終わるのが厳しいところもあるかと思えますけれども、まずは今、工事前、迷惑をしているところを迷惑させないために工事を発注しているわけでございます。工事期間中も地元には迷惑もかけるかもしれませんが、その後は、よかったと言われるような形で工事を進めていただくというふうに思っております。

ちょっと暫時休憩してください。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時47分）

（午前11時48分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

8番議員、林田君、ようございますか。

○8番議員（林田直行君）大丈夫です。

○議長（宮田勝則君）5番議員、西口君。

○5番議員（西口義充君）公共工事のことで、今回地元の方が無理して仕事をとられておりますけれども、県の工事でありましたけれども、我々新所のほうで、ある企業さんが安全管理を行っていなかったせいで命にかかわる事故に遭いました。本当に私もそばにございましたけれども、打ち方次第では即死じゃなかったかというような状況でございました。

今回、本数も大変多くて、ちょっと心配しておりますけれども、特に注意していただきたいのは、皆さんが日ごろ散歩される場所、子どもたちが通学路とか、そこら辺に工事がある場合は、徹底した安全管理を行っていただくように、企業さんをお願いしたいと思います。

事故があつて人が亡くなったでは困りますので、そこら辺は行政として監視のほう、またご指導のほうよろしく願いをいたしておきます。

それから、23ページ、畜産業費。19番の家畜衛生補助費と畜産環境対策補助金、これ減額してありますけれども、それに需用費の10万円ですか、これはどのような内容になっておるのか、臭気対策関係なければいいんですけれども、それであればちょっと説明をいただきたいと思っています。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（海東義朗君）まず、上から畜産費の需用費でございますが、材料費につきましては、牛肉の消費拡大、学校等で行われておりましたイベント時に肉なんかを提供していた部分の減額、ことしイベントがなかったということで減額でございます。

それから、補助金の畜産環境対策補助金につきましては、臭気対策でございます。2分の1に補助率を上げさせていただいております。前期分を考慮いたしまして、財政が何しろ厳しい折でございますので、また27万円ほどは残した中でも、今後寒くなつてまいりますので、幾分その辺臭気対策、消臭

剤とかそういうのは少なくなってくるのかなということで、ぎりぎりまでちよつと落とさせていただいている状況です。以上です。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）寒くなりますと、においのほうも若干少くはなっておりますけれども、やはり地元から苦情が出た場合には、早急なる対応をできるような準備はしとっていただきたいと思います。以上、質問は終わります。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第56号、平成28年度西原村一般会計補正予算（第8号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 11時53分）

（午後 0時59分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続きまして、午後の会議を再開します。

日程第7、議案第57号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○住民課長（藤吉昌也君）議案第57号について御説明いたします。

議案第57号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,696万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,396万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容についてご説明いたします。

すみません、6ページのほうをあげていただきたいと思います。

歳入のほうです。款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税7,040万円の減額補正、目の2退職被保険者国民健康保険税566万6,000円の減額補正であります。これは、熊本地震にかかわる保険税の減免見込み額に収納率を考慮して算出した金額で、減額補正をいたしております。

款3国庫支出金、項2国庫支出金、目1財政調整交付金1億927万4,000円の増額補正、目3災害臨時特例補助金2,731万8,000円の増額補正ですが、これにつきましては、熊本地震にかかわる医療費の一般負担分免除及び国民健康保険減免分の財政支援であります。財政調整交付金で、医療費の免除分、税の減免分の80%、災害臨時特例補助金で20%の財源支援となっております。

款5前期高齢者交付金、項の1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金31万8,000円の増額補正です。これにつきましては、平成28年度の前期高齢者交付金の確定による増額補正であります。

7ページをお願いいたします。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金387万6,000円の減額補正ですが、これにつきましては、平成28年度の一般会計からの繰入金の見込み額による減額補正であります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。8ページをお開き願いたいと思います。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費6,269万2,000円、目2退職被保険者療養給付費200万円、目3一般被保険者療養費550万円、目4退職被保険者療養費150万円の増額補正であります。これは、熊本地震に係る医療費の一部負担金の増額による増額補正であります。

款2保険給付費、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費2,000万円の減額補正、目2退職被保険者高額療養費200万円の増額補正であります。これにつきましては、11月までの支払い実績と3月までに支払う分を考慮して補正をしております。

款3後期高齢者支援金等、項の1後期高齢者支援金等、目の1後期高齢者支援金30万8,000円の減額補正、それと4の前期高齢者納付金等につきましては、これが1万4,000円の減額補正、6の介護納付金につきましては153万8,000円の減額補正につきましてはでございます。これにつきましては、平成28年度の納付金額の確定によります減額補正であります。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業拠出金370万6,000円の増額補正であります。これにつきましては、3月までの見込み額を考慮しての補正でございます。

款11諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険税還付金140万円、目4一般被保険者還付加算金3万円の増額補正であります。これは、資格の遡及による過年度分の高額保険税の還付が発生したための増額補正であります。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第57号、平成28年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第58号、平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○住民課長（藤吉昌也君）議案第58号についてご説明いたします。

議案第58号、平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ439万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億34万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

内容についてご説明いたします。

6ページの歳入予算書をお願いいたします。

款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料4,200万円の減額補正であります。これは、熊本地震にかかわる保険料減免による減額補正でございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金40万5,000円の

増額補正であります。これは、特定入居者介護サービス費を最初のほうで上げておりますが、それに対します国庫負担金率15%を乗じて計上しております。

款3 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 調整交付金3,360万円の増額補正であります。これは、熊本地震にかかわる保険料減免に対する財政支援、減免額の80%でございます。

目2 介護予防事業費交付金32万4,000円の増額であります。これは、介護保険予防事業に対する経費に国庫補助率の25%を乗じて計上しております。

目3 包括的支援事業任意事業費交付金16万5,000円の増額補正であります。これにつきましても、事業費に対する補助率39%を乗じて計上しております。

目5 地域介護・福祉空間整備等交付金21万5,000円の減額補正であります。これにつきましては、交付金額の確定による減額補正であります。

目6 災害臨時特例補助金840万円の増額補正であります。これにつきましては、先ほどから申しています保険料の減免に対する財政支援でございます。減免額の20%が補填されます。

款4 支払基金交付金、1 支払基金交付金、1 介護給付費交付金75万6,000円、目2 介護予防事業費交付金36万3,000円の増額補正であります。これにつきましては、事業費に補助率28%を乗じて計上しております。

7ページをお願いいたします。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金47万3,000円の増額補正であります。これは、国庫補助と一緒に、特定入所者サービス事業に対する県負担金率17.5%を乗じた金額を計上しております。

款5 県支出金、項2 県補助金、目1 介護予防事業費交付金16万2,000円の増額補正であります。これにつきましても、県の補助率12.5%を乗じて計上しております。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金33万7,000円の増額補正であります。これは、事業費に対する市町村負担金の法定分の12.5%を乗じて計上しております。

目2 その他一般会計繰入金129万4,000円の増額補正であります。これは、事務的経費に対する一般会計からの繰り入れでございます。

目3 介護予防事業費繰入金16万2,000円、目の4 包括的支援事業任意事業費繰入金8万2,000円の増額補正であります。これにつきましても、市町村の法定繰入率12.5%と19.5%を乗じて計上しております。

次に、主な歳出についてご説明させていただきます。9ページをお願いいたします。

款2 保険給付費、項4 特定入所者介護サービス等費、目1 特定入所者サービス等費270万円の増額補正であります。これは、特定入所者介護サービス費が当初見込み額以上であるため、不足額の増額補正でございます。

款 3 地域支援事業費、項 2 介護予防事業費、目 1 二次予防事業費129万8,000円の増額補正であります。これにつきましては、来年度に計画しております第7期介護保険計画の基礎資料になります調査委託等の補正でございます。

10ページをお願いいたします。

款 3 地域支援事業費、項 3 包括的支援事業任意事業、目 3 地域ケア会議推進事業費5万円の増額補正であります。これは、いろんなサービス担当者会議等で解決困難な事例等に対し、社協に委託をし、医療、介護の専門職種の先生方を参集して、いろんな相談をする経費としての補正でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

6ページの保険料でございますが、補正が4,200万円ということで、保険料が減免されております。調整交付金ということで、80%、3,360万円の補填ですが、あと、残りの20%分は後に補填があるのかないのかお伺いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）先ほどご説明しました国庫支出金の6、災害臨時特例補助金840万円、これが保険税の20%分でございます。

以上です。

○議長（宮田勝則君）堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）さきの委員会で、保険料の減免、これは申請減免という説明を受けたかと思いますが、申請減免ということであれば、申請していない人がいるのかいないのか、またはせつかくある措置でございますので、被災者の方が損をしないというか、不利益にならないように、例えば申請しなくてもあなたは減免の対象者ですよということで、説明をされての申請なのか否かということをお聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）住民課長。

○住民課長（藤吉昌也君）今、減免申請につきましては約1,000件ぐらいの減免申請がっております。今その分の調査というか、還付手続等を行っている状況でございます。実際に申請されていない方については、今からちょっと把握をさせていただいて、お知らせという形で対応をしたいなというふうには考えております。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）特別会計は、健康保険にしろ、介護保険、全ての特別会計、財政的にきちきちの状況でやっております。けれども、今回の被災

による被保険者のそういうところの受けられるべきところは受けられるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第58号、西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第59号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を住民課長に求めます。

（住民課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○住民課長（藤吉昌也君）議案第59号について説明いたします。

議案第59号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ459万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,469万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いいたします。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金150万8,000円の減額補正であります。これは、平成28年度保険基盤安定負担金の決定による減額補正でございます。

次に、目3療養給付費繰入金605万7,000円の増額補正であります。これは、平成27年度分の療養給付費負担金の額の確定による増額補正でございます。

次に、歳出の主なものについて説明させていただきます。7ページをお願

いたします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金455万1,000円の増額補正であります。これは、平成28年度後期高齢者医療保険基盤安定負担金の決定並びに平成27年度後期高齢者医療療養給付金の負担金の確定による補正でございます。

以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第59号、平成28年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第60号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

内容の説明を産業課長に求めます。

（産業課長 海東義朗君 登壇 説明）

○産業課長（海東義朗君）議案第60号につきましてご説明いたします。

議案第60号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）。

平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6億6,121万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億9,623万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。4ページをお願いします。

第2表、地方債補正。

起債の目的、地方公営企業災害復旧事業債、限度額 2 億 1,850 万円、起債の方法、証書借入または証券発行、利率、年 3.0% 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により、据え置き期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。

7 ページをお願いします。歳入予算でございます。

款 4 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 水道事業費国庫補助金、節 1 災害復旧費補助金に、4 億 4,271 万 9,000 円を増額いたしております。これは、平成 28 年度熊本地震に係る水道施設等の災害復旧費補助金の増額補正でございます。

款 6 村債、項 1 村債、目 1 災害復旧事業債、節 1 地方公営企業災害復旧事業債として 2 億 1,850 万円を、第 2 表で説明いたしました地方債の補正を行っております。

8 ページをお願いいたします。

歳出予算につきましては、款 1 水道事業費、項 1 営業費用、目 2 災害復旧費、節 15 工事請負費に 6 億 600 万円の増額補正、内訳といたしましては、熊本地震によります水道施設本復旧工事請負費の増額補正でございます。

節 19 負担金、補助及び交付金へ 1,523 万 9,000 円の増額補正、これは、地震直後より管路修理、応急復旧、漏水調査のために派遣応援していただいた神戸市水道局、沖縄県下 6 市の水道局、企業団、福岡市水道局、福岡市管工事組合の手当、旅費、宿泊費、燃料費、工事費等の負担金の支払いをするための増額補正を行っております。

項 2 営業外費用、目 3 積立金、節 25 積立金の 2,350 万円の増額補正につきましては、前回補正にて水道施設の災害復旧事業費として基金繰り入れを行っていましたが、今回、災害復旧事業費に係る経費について、補助金及び起債にて対応するため、基金積立金への増額補正でございます。

項 3 予備費、目 1 予備費に 1,648 万円の増額補正につきましては、地震によります応急復旧工事に回すため、本来行うところで行っていただいていた分が、今回の補正にて災害復旧事業費を補助金及び起債にて賄うこととなったための増額補正でございます。

以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第60号、平成28年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第60号は原案どおり可決されました。

日程11に入ります前に、園田久美代君と海東義朗君の退場を求めます。

(園田久美代君・海東義朗君退場)

○議長(宮田勝則君) 日程第11、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これにつきまして、総務課長から朗読いたします。

(総務課長 西山春作君 登壇 朗読)

○総務課長(西山春作君) 朗読いたします。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年12月6日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

番号1、氏名、園田久美代。

生年月日、昭和31年6月2日。

住所、熊本県阿蘇郡西原村大字河原684番地。

備考、新任。

提案理由。

人権擁護委員、曾我幸一氏が平成29年3月31日に任期満了となるため、新たに園田久美代氏を選任いたしたく意見を求めるものであります。

次のページに履歴書を添付しております。

○議長(宮田勝則君) ただいま総務課長の朗読が終わりました。執行部に何かお尋ねはございませんか。

(「ありません」の声)

○議長(宮田勝則君) お尋ねがないようですから、お諮りします。

本件は、園田久美代氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、園田久美代氏を適任とすることに決定します。

日程第12、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これにつきましても、総務課長から朗読いたします。

(総務課長 西山春作君 登壇 朗読)

○総務課長(西山春作君) それでは、朗読いたします。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成28年12月6月提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

番号2、氏名、海東義朗。

生年月日、昭和32年1月8日。

住所、熊本県阿蘇郡西原村大字小森1319番地。

備考、新任。

提案理由。

人権擁護委員、田中英雄氏が平成29年3月31日に任期満了となるため、新たに海東義朗氏を選任いたしたく意見を求めるものである。

次のページに履歴書を添付しております。よろしく願いいたします。

○議長(宮田勝則君) ただいま総務課長の朗読が終わりました。執行部に何かお尋ねはございませんか。

(「ありません」の声)

○議長(宮田勝則君) お尋ねがないようですから、お諮りします。

本件は、海東義朗氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、海東義朗氏を適任とすることに決定いたします。

暫時休憩します。

(午後 1時42分)

(午後 1時42分)

○議長(宮田勝則君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第13、発議第14号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

よって、発議第14号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第14、組合議会報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いいたします。

9番議員、桂悦朗君。

(9番議員 桂悦朗君 登壇 報告)

○9番議員(桂悦朗君) 9番議員、桂です。

阿蘇広域行政事務組合の報告をいたします。

平成28年度第4回の阿蘇広域行政事務組合の定例会がございました。平成27年度阿蘇広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算の認定と、特別養護老人ホーム阿蘇みやま荘特別会計歳入歳出決算の認定、それと特別養護老人ホーム湯の里荘特別会計歳入歳出決算の認定、阿蘇ふるさと市町村圏特別会計歳入歳出決算の認定、次に、阿蘇圏域市町村緊急通報システム事業特別会計歳入歳出決算の認定がありました。

これは、全員賛成で可決しております。

次に、阿蘇圏域市町村緊急通報システム事業特別会計につきましては、平成27年度で廃止ということになりました。

次に、平成28年度阿蘇広域行政事務組合一般会計補正予算、それと特別養護老人ホームの阿蘇みやま荘特別会計補正予算、次に特別養護老人ホーム湯の里荘特別会計補正予算、この3つが全員賛成ということで可決されております。

湯の里荘については、今回の一般会計で1,022万4,000円が負担ということで、採決されております。

次に、大阿蘇環境センター未来館復旧工事についての報告でございます。

これにつきましては、今回の地震により被災、かなりの被害を受けておりましたので、プラント設備及び土木・建築関係の復旧工事費として約11億6,000万円を提案されております。

次に、熊本地震に伴う養護老人ホーム湯の里荘の移転改築についての報告でございます。

熊本地震により、施設背後にある夜峰山に多数の土砂崩壊と頂上に大きな亀裂が発生しているのが発見されましたということでございます。そこで、近隣の施設での避難生活を余儀なくされ、早期の施設再開が困難な状況となったため、入所者50名のうち一時帰宅者3名、それと入院されている方7名を除く施設入居者40名を県下13施設へ緊急避難させております。本村からは3名の方がそちらのほうに入居されております。現在は、湯の里荘は閉鎖されております。

ということでございます。これが、建てかえをということで、今検討されておりますので、特別養護老人ホームの移転改築整備計画について、11月22

日に県のほうに行きまして、高齢者福祉課へ要望書を提出しております。12月19日に、これは予定していますが、国のほうに行って、厚生労働省に要望書を提出する予定です。これは、高森町、南阿蘇村、西原村の議員で行くことになっております。

以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告が終わりましたが、執行部並びに報告者に何かお尋ねはございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（宮田勝則君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

8番議員、林田直行君。

（8番議員 林田直行君 登壇 報告）

○8番議員（林田直行君）8番議員、林田です。

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合より、定例会ではございませんが、臨時会が、西原村の改選がございまして、臨時会がございまして、11月11日にございまして、震災がありまして、クリーンセンターの専決処分の報告並びに承認ということでありましたので、報告申し上げます。

まず初めに、クリーンセンターの専決処分が2件ほどあります。まず初めに、一番初めの仮復旧工事について、専決が4月16日にあっております、クリーンセンターの仮復旧工事、金額が1億3,420万円ということで、工事をされております。また、その後本工事といたしまして、同じくクリーンセンターを2億4,110万円ということで、合わせますと3億7,500万円程度になりますが、それぐらいかかりまして、現在は本復旧が10月23日ごろ終わっております、今現在24時間稼働中ということになっております。

いろいろと、私たちがこの日11月11日に行きましたときも、午前中ですが、隣接する道は渋滞していたというような状況でございますので、一応24時間稼働しておりますが、そういう状況ということで報告をいたしておきます。

以上です。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告が終わりましたが、報告者並びに執行部に何かお尋ねはございませんか。

（「ありません」の声）

○議長（宮田勝則君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）ないようでしたら、これで組合議会報告を終わります。

日程第15、陳情書受理番号3番、4番についてを議題とします。

お諮りします。受理いたしました陳情書受理番号3番、4番については、お手元に配付の陳情等文書表のとおり、産業教育常任委員会に付託したいと

と思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、よって、産業教育常任委員会に付託することに決定しました。

日程第16、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

お諮りします。上野議会運営委員会委員長、桂総務福祉常任委員会委員長、林田産業教育常任委員会委員長から申し出がっております。

事件、理由等については記載のとおりです。

各委員長の申し出どおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

8番議員、林田君。

○8番議員(林田直行君) 8番、林田です。

ただいま陳情文が、産業教育のほうの常任委員会に付託ということでございますので、継続中の審査申出書には、8番で陳情文に関する事項ということで、追加をお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) ただいま8番議員、産業委員長林田直行君より、申し出がありました。委員長の申すとおり、訂正してよろございますか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出と、林田委員長の申し出の訂正を行って、継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 異議なしと認め、これをもって平成28年第4回西原村議会定例会を閉会します。

午後 1時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

5 番議員 西 口 義 充

6 番議員 上 野 正 博